

第 3 2 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 22 年 8 月 27 日 開会

平成 22 年 9 月 6 日 閉会

南 部 町 議 会

第32回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (8月27日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
町長提出議案提案理由の説明	6
議案第67号から議案第87号の上程、委員会付託	11
陳情第5号から陳情第9号の上程、委員会付託	12
散会の宣告	12

第 2 号 (8月30日)

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	16
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16
職務のため出席した者の職氏名	16
開議の宣告	17
一般質問	17

工藤幸子君	17
松本陽一君	23
立花寛子君	26
散会の宣告	38

第 3 号 (9月1日)

議事日程	41
本日の会議に付した事件	41
出席議員	41
欠席議員	42
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	42
職務のため出席した者の職氏名	42
開議の宣告	43
一般質問	43
川守田 稔 君	43
根 市 勲 君	56
工藤久夫君	62
散会の宣告	71

第 4 号 (9月6日)

議事日程	73
本日の会議に付した事件	74
出席議員	75
欠席議員	75
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
職務のため出席した者の職氏名	75
開議の宣告	77
報告第15号の上程、説明、質疑	77

報告第16号の上程、説明、質疑	85
報告第17号の上程、説明、質疑	87
議案第67号から議案第87号の委員長報告、討論、採決	88
議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
請願第1号から陳情第9号の委員長報告	106
請願第1号の質疑、討論、採決	108
陳情第2号の質疑、討論、採決	109
陳情第3号の質疑、討論、採決	110
陳情第5号の質疑、討論、採決	111
陳情第6号の質疑、討論、採決	111
陳情第7号の質疑、討論、採決	112
陳情第8号の質疑、討論、採決	113
陳情第9号の質疑、討論、採決	113
常任委員会報告	114
日程の追加	114
町長提出議案追加提案理由の説明	115
議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
閉会中の継続審査の件	123
閉会の宣告	124
署名議員	127

第32回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成22年8月27日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第67号 平成21年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第68号 平成21年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第69号 平成21年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第70号 平成21年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第71号 平成21年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第72号 平成21年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第73号 平成21年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第74号 平成21年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第75号 平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第76号 平成21年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
- 第 15 議案第77号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第78号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第79号 平成21年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第80号 平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第81号 平成21年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第82号 平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第83号 平成21年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 議案第84号 平成21年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 23 議案第85号 平成21年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第 24 議案第86号 平成21年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決
算認定について
- 第 25 議案第87号 平成21年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 26 陳情第 5 号 新開地町内における道路側溝の整備に関する陳情
- 第 27 陳情第 6 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情書
- 第 28 陳情第 7 号 小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成に関する陳情
- 第 29 陳情第 8 号 子宮頸がん予防HPVワクチン接種費用の助成に関する陳情
- 第 30 陳情第 9 号 南部町福地消防団第 1 分団屯所の移転に関する陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君	20番	佐々木由治君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工藤祐直君 副 町 長 坂本勝二君

総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原 覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極 檀 義昭君	健康福祉課長	有 谷 隆君
環境衛生課長	中 野 雅司君	農林課長	中 村 一雄君
農村交流推進課長	福 田 修君	商工観光課長	神 山 不二彦君
建設課長	西 野 耕太郎君	会計管理者	庭 田 富江君
名川病院事務長	佐 藤 正彦君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正実君
市場長	佐々木博美君	教 育 長	山 田 義雄君
学務課長	庭 田 卓夫君	社会教育課長	工 藤 重行君
農業委員会事務局長	坂 本 勝君	代表監査委員	鈴 木 聰君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田 辺 弘 治	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開会及び開議の宣告

議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第32回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議会運営委員会委員長の報告

議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

去る8月20日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第32回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が報告3件、平成21年度各会計決算認定21件、条例の制定1件、平成22年度補正予算6件でございます。なお、平成21年度各会計決算認定につきましては、決算特別委員会を設置し、付託して審議することにいたしました。そのほかの案件といたしましては、常任委員会報告がございます。一般質問は6名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日8月27日から9月6日までの11日間といたしました。

なお、8月28日、29日及び9月4日、5日は休日のため、8月31日は議案熟考のため休会いたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において8番中村善一君、9番佐々木勝見君を指名いたします。

会期の決定

議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日8月27日から9月6日までにしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、8月27日から9月6日までの11日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定された11日間の会期中、8月28日、29日及び9月4日、5日は休日のため、8月31日は議案熟考のため、休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの5日間は休会とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

なお、監査委員より、平成22年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しもあわせて配付しております。

今期定例会の上程は町長提出議案28件、報告3件、常任委員会報告等の件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

町長提出議案提案理由の説明

議長（小笠原義弘君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の第32回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出案件の説明の前に、6月定例会以後の情勢について、触れさせていただきます。

まず、7月11日の参議院議員選挙において初当選されました地元出身の赤石清美議員が今月13日来庁されました。地域医療体制の充実に努めたいと話す赤石議員から、仮称・南部町医療健康センター建設について、地域活性化のために協力したいと、ありがたいお言葉をいただきました。今後も、ご支援をいただきながら、保健・医療・福祉・看護が連携して町民の健康・命・暮らしを守る地域包括ケアの実現に向けた仮称・南部町医療健康センターの整備を進めてまいりたいと思います。

次に、6月30日から7月25日まで「名川さくらんぼ狩り」を開催いたしました。今年は、春先からの低温により開園を一週間遅らせての実施となりましたが、低温に加え、実が熟す時期の悪

天候により収穫量が落ち込みました。来園者数は約1万3,600人と、2年連続の減少となりましたが、生産者の皆様を初め、農業観光やグリーン・ツーリズムに携わっていただいている関係各位のおかげで、園地に足を運んでいただいた多くのお客様に、旬の味わいを楽しんでいただけたものと思っております。

また、先週22日には、大手旅行会社のJTBが主催する桃狩りツアーが初めて実施され、首都圏からお越しいただいた25名を含め、83名のお客様からご好評をいただいております。

次に、町のPRについてであります。7月24日、千葉県習志野市で県が開催した「青森県フェア」に三村知事と参加し、サクランボおよびニンニクの販路拡大に努めてまいりました。また、人事交流を行っている神奈川県横浜市栄区で11月に開催されます「栄区民まつり」に今年も参加し、特産品の販売を行うことが決定しております。この区民まつりは、一日で5万人が訪れる栄区最大の地域イベントであります。さらには、本定例会の一般会計補正予算にも計上しておりますが、新幹線全線開通にあたり、町のPR活動を行っていくこととしております。まず、ふるさと会員を対象とし、町の魅力を再認識するとともに、リピーターとして今後も町を訪れていただくことを目的とした「青森・南部町“真”発見ツアー」そして、東京国際フォーラムを会場に、県内市町村が特産品等を出展する「青森人の祭典」さらに、青森県の郷土芸能を紹介する「東京ジャック」では、町内のえんぶり組が明治神宮におきまして、えんぶりを披露することとなっております。いずれも12月の新幹線全線開通前に実施するものでありまして、開通後には多くの方に訪れていただけるよう、町の食・文化・観光を存分にPRしてまいりたいと考えてございます。

さて、梅雨明けとなった7月中旬以降は、記録的な猛暑日が続く、農作物にも影響を及ぼしております。水稲につきましては、猛暑によって春の低温による生育の遅れを取り戻し、2010年作柄指数が「やや良」と発表されるなど、豊作が期待されるところであります。一方、野菜や果樹につきましては、猛暑による育成障害が発生しているほか、降雨量が不足しているため、野菜、果樹ともに小玉・中玉傾向にございます。

この作柄は、町営市場にも影響しておりまして、入荷量、取引価格とも例年を下回るという、町と生産者の双方にとりまして、非常に厳しい状況となっております。

農作物の管理につきましては、県関係機関等からアドバイスをいただきながら、生産者に注意を呼び掛けるとともに、豊作に向けた干天の慈雨を願うものであります。

次に、7月20日、福地第一工業団地で操業している三信包装の福地工場増設に伴い、工場立地基本協定に調印いたしました。このたびの増設は、同社の市川工場での製造工程を福地工場に集約するもので、今月中旬に着工し、来年2月の操業を目指しているものであります。景気の低迷

により雇用情勢は依然として厳しい状況にありますが、今後、地元雇用について働きかけるなど、連携を密にしていきたいと思います。

次に、スポーツの面ですが、先の「第92回全国高校野球選手権大会」に、青森県代表として八工大一高が出場しましたが、キャプテンの藤田紘史選手と、主砲の田中大樹選手は福地中学校出身の選手であります。最後まで試合をあきらめない粘り強いプレーは、私たちに勇気と感動を与えてくれました。また、福岡県を会場に開かれた「全国空手道選手権大会」では、福田小学校の安葉月さんが小学3年女子組手の部で優勝、形の部で3位に入賞し、南部小学校の相内美空さんが小学6年女子組手の部で5位入賞を果たしたほか、沖縄県で開催された「全国高校総体」では、名川中学校出身で青森山田高校3年の石橋学選手が自転車個人ロードレースで銀メダルを獲得、杉沢中学校出身で八戸工業高校3年の坂本周作選手が自転車個人3,000メートル追い抜きで4位、チームスプリントで準優勝を果たし、また、名川中学校出身で青森山田高校2年の小野莉沙選手が陸上女子3,000メートル競歩で8位入賞と、それぞれ輝かしい成績をあげました。ほかにも、兵庫県神戸市で開かれた「全日本卓球選手権大会」に3人の町内の小学生が青森県代表選手として出場。また、陸上競技でも小学生、中学生が全国大会に出場しております。全国の強豪を相手に堂々と戦った多くの選手の健闘を讃え、ご報告いたします。

最後に、今月12日の夕方に秋田県へ上陸し、北東北地方を横断した台風4号ですが、町では12日の午後1時、台風4号警戒本部を設置し、また、職員防災初動マニュアル等に基づき、職員及び消防団員に第2号配備を発令し、警戒にあたりました。幸いなことに、台風の進路は予想されたコースを外れ、本県を直撃することはないと見られていたが、本格的な台風シーズンは、これから迎えることとなりますので、気象情報をチェックするとともに、関係機関と連携を図りながら防災体制に万全を期していきたいと思います。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、順にご説明を申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第15号、平成21年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてであります。事業団の平成21年度決算状況について、特定事業及び特定事業以外の決算書が提出されましたので、地方自治法に基づき、付属書類、審査意見書を添えて議会に報告するものであります。

次に、報告第16号、平成21年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成21年度南部町の普通会計について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

次に、報告第17号、平成21年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてであります。報告第16号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成21年度南部町の各公営企業会計について、資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

報告第16号及び第17号につきましては、いずれも赤字額、資金不足額がないことから、監査委員からは、是正改善を要する事項について「特に指摘すべき事項はない」との審査結果をいただいております。特に、健全化判断比率につきましては「実質公債費比率が平成20年度の21.0%から19.4%になったことは、健全化に対する大幅な改善の努力が認められる」との評価をいただいたところであり、今後とも引き続き財政の健全化に努めてまいる所存であります。

次に、議案第67号から議案第87号までですが、平成21年度の各会計決算21件につきまして、監査委員の意見を付して議会の承認を求めます。各会計の詳細につきましては、会計管理者及び各担当課長から説明いたしますので、私からは一般会計決算の概要についてご説明申し上げます。

議案第67号、平成21年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。予算総額は歳入歳出それぞれ124億3,406万1,000円で、これに対し収入済額は117億4,446万6,794円、支出済額は114億2,894万8,532円となりました。この結果、歳入歳出差引額は、3億1,551万8,262円ですが、このうち4,939万円が繰越明許費繰越額として翌年度に繰り越しになるため、実質収支額は、2億6,612万8,262円となり、このうち地方自治法の規定により、財政調整基金に6,600万円、減債基金に1億円、合わせて1億6,600万円を積み立てしております。

監査委員からは「財務事務及び財産管理についてもおおむね適正に処理されているものと認められた」との総括意見をいただいておりますが、今後とも町税等歳入の確保を図るとともに、歳出においては行政運営の合理化・効率化に努め、財政基盤を強化し、住民サービスのなお一層の向上を図るよう努めてまいる所存でありますので、ご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成21年度の主要施策の成果につきましては「行政報告書」と題して別冊にし、お手元に印刷配布しておりますので、決算審議の参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第88号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険法の一部改正に伴い、町条例で引用している条項にずれが生じたため、引用条項を修正するものであります。

次に、議案第89号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第2号）についてであります。予

算の総額に歳入歳出それぞれ9,200万3,000円を追加し、予算の総額を101億7,611万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容ですが、2款総務費の企画費に、東北新幹線全線開通に伴う「南部町“真”発見ツアー」の事業費として、旅費や委託料、会場等借用料として、合わせて473万9,000円、また、同じく2款の税務総務費に、住民税システム改修に伴う委託料およびシステムリース料559万4,000円を、それぞれ追加しております。

7款商工費には、新幹線全線開通に伴う「青森人の祭典事業」および「東京ジャック事業」の事業経費250万6,000円を追加しております。なお、これら新幹線全線開通に伴う事業経費につきましては、青森県町村会からの助成金580万円および青森県観光連盟からの助成金69万円を、諸収入として充当しております。

8款土木費ですが、道路橋りょう維持費に、修繕料、除雪業務委託料、道路維持工事費など4,328万9,000円を追加したほか、住宅建設費には、国庫補助事業の追加により、ひろば台団地の設計管理業務委託料および上水道の設備工事費を前倒しで実施するための1,834万2,000円を追加しました。

9款消防費は、春の火災の多発及び住宅用火災警報器全域調査による消防団員の出勤回数の増に伴う費用弁償など693万2,000円を追加しております。

10款教育費ですが、公民館費に県道名川階上線の拡幅に伴う剣吉公民館前のフェンス等の撤去工事費など298万7,000円、また、保健体育施設整備に、ふるさと運動公園陸上競技場へ放送関係の備品購入費など305万1,000円を追加しております。

次に、議案第90号、平成22年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。前年度繰越金が確定したことによる財政調整基金への積立金6,307万9,000円を計上するなど、予算総額を30億2,158万1,000円とするものであります。

次に、議案第91号、平成22年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。前年度の医療給付費の確定に伴う返還金として197万8,000円を追加し、予算総額を213万7,000円とするものであります。

次に、議案第92号、平成22年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。前年度繰越金が確定したことに伴い、介護給付費準備基金積立金に692万5,000円を計上し、また、前年度介護給付費の確定に伴い、国・県等への返還金963万8,000円を計上したほか、財源補正等を行ったもので、合計で1,423万8,000円を追加し、予算総額を22億1,145万1,000円とするものであります。

次に、議案第93号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、前年度繰越金の確定に伴い、歳入歳出にそれぞれ168万7,000円を計上し、予算総額を1,523万5,000円とするものであります。

次に、議案第94号、平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてありますが、歳入では、前年度繰越金が確定したことに伴う追加、歳出では、施設の老朽化に伴う修繕料等をそれぞれ計上し、合計で119万4,000円を追加し、予算総額を4億1,109万4,000円とするものであります。

以上、提案いたしました議案の概要について説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ、原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、財産の取得として、ながわ里バスの購入契約を締結するための案件を追加提案させていただき予定でありますので、付け加えさせていただき提案理由の説明といたします。

最後になりますが、今年の夏は記録的な猛暑日が続きました。朝夕は秋の気配を感じられる涼しさとなってまいりましたが、日中はまだ残暑厳しい日が続くと思われまします。議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛のうえ、本定例会の議事運営にご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。

議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

議案第67号から議案第87号の上程、委員会付託

議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第5、議案第67号から、日程第25、議案第87号までを会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号から、議案第87号までの平成21年度南部町各会計歳入歳出決算認定について議案21件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題といたしました議案第67号から議案第87号までの決算認定議案21件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第87号までの議案21件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

なお、決算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。よって、委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集いたします。本日、本会議終了後、この議場において、決算特別委員会を開催いたしますので、ご了承願います。

陳情第5号から陳情第9号の上程、委員会付託

議長(小笠原義弘君) 日程第26、陳情第5号から、日程第30、陳情第9号までを一括議題といたします。

本日までに、受理した陳情5件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

総務企画常任委員会は、本日、決算特別委員会終了後開催いたします。産業建設常任委員会は、8月30日本会議終了後、教育民生常任委員会は、9月1日本会議終了後、それぞれ開催いたします。

散会の宣告

議長(小笠原義弘君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、8月28日、29日は休日のため休会とし、8月30日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時30分)

第32回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成22年8月30日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 工藤幸子

1. 企業誘致について
2. 南部町営地方卸売市場の改善について

5番 松本陽一

1. 子宮頸がん予防について

12番 立花寛子

1. 町道上斗賀・田ノ沢線用地、町道斗賀山・加賀線用地及び町道管理用地の売買契約に関する問題について
2. 国民健康保険証の発行について
3. 公営住宅の修繕について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君

19番 西塚芳弥君

欠席議員（1名）

20番 佐々木由治君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	西野耕太郎君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	佐々木博美君	教育長	山田義雄君
学務課長	庭田卓夫君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局長	坂本勝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田辺弘治	主幹	板垣悦子
主査	秋葉真悟		

開議の宣告

議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより第32回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

川守田稔君 着席

（10番 工藤幸子君 登壇）

10番（工藤幸子君） おはようございます。さきに通告をしておりました2点について町長にお伺いいたします。

工藤久夫君 着席

まず1点目でございますが、企業誘致について。法人所有の遊休地の危険についてであります。

国内外は、今、経済低迷の一途に直面しています。さらに、世界は、これから未曾有の金融大収縮時代に入り、雇用不安で、個人消費は低迷、また、成長率が減速、さらには環境保全のエコカーの補助金は9月末で打ち切りなど、金融と実体経済の悪化で次の危機は財政だけではとめられないと言われております。特に製造業、鉱工業、出荷指数で、前年比35%以上に落ち込み、大幅な減産で、在庫調整を強いられているなど、過当競争の様相を呈し、この先の景気の回復経路は先行き不透明を増しているのが現状であります。したがって、大型法人会社も削減や統合を余儀なくされ、我が町内にある建造物は廃墟と化しているのが現状であります。遊休化している建物が子供たちの格好の遊び場と化すのはいかがなものでしょうか。管理されていないとすれば、火災等も視野に入れなければなりません。危険がいっぱいなのであります。

そこで、全国的に心霊スポット化しているこの環境悪を解消するために再利用するか、完全管理をとってもらうか、企業誘致するか、または撤去等、危険防止策を考えていただきたいと思えます。町長のご所見をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、2点目でございますが、南部町営地方卸売市場の改善について効率的な運営方法についてであります。

農家は今、農業機械の普及や就業者の高齢化が進み、低額と言われている製造業の賃金の1人当たりの額を下回っていると言われております。農業認定者制度推進等があるにしても、これらの状況下にあるのであります。さらに、生活も他の産業に従事する住民との混住化が多く、農地の減少や生産活動が停滞、後継者の減少とともに、生産活動や農地の維持さえ難しくなっている地域さえあります。

農家は、農業生産の拡大どころか、維持していくのが精いっぱい状況の中、その貴重な生産物を市場に出荷しているのであります。そして、消費者のニーズに対する努力は並大抵ではないと思えます。昨今、その相対するニーズは、極めて多く、できるだけ安いことはもちろん、品質がよく、おいしいこと、年中いつでも手に入ること、健康によく安全なこと、きれいで美しいことなど、要望も次々とふえているのであります。その狭間にある市場の役割は、大いなる期待願望を満たしてくれる場所でなければなりません。つまり、卸売市場の役割は、農産物に対する人々の需要とその需要を見越して生産した人々の供給ができるだけ公正、公平な条件のもとで、自由に接し合える、つまり出荷された農産物を手に入れたいと考える人が最も高い値をつけて競り落とすのがこの市場の大原則なのであります。

つまり、農業者が安心して任せられる場所でなければなりません。したがって、よい環境と信

頼される運営管理が必要であります。冷蔵庫はもちろん、野菜類の保管に必要な予冷庫、また、適格に配置される人事管理、季節に応じたサービス管理、また、建物を大いに活用する運営管理、委員の推進会議の充実のための開催頻度、立派な各部屋の利用方法、償還金の返済間近な建物の老朽化や放置化の確認、2台あるフォークリフトの雨ざらし、また、手入れの確認、従事職員の健康管理と適度な労力管理等々であります。

この南部町営地方卸売市場は、地元の地域ばかりではなく、近くは秋田県、また岩手軽米、遠くは北東北界隈に拡張され、愛されております。

今後もなお一層改善を尽くし、農家のため、また消費者のために役立つ施設であってほしいと渴望するものであります。疲弊していくのではなく、最も活発にしていくための町長の心中をお聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思っております。

まず1点目の法人所有の遊休地の危険についてでございますが、当町誘致企業の空き工場及び空き地と言われている遊休地でございますが、町内に現在4カ所あると把握してございます。それらの遊休地はそれぞれ所有者が管理しているところでありますが、本社等の管理する部署が周辺にないため、常時管理できる状況ではございません。議員のご指摘のとおり工場等の跡地などは子供たちの遊び場になる可能性も大変大きいわけございまして、立ち入りを禁止するなどしないと危険性も高いものでございます。私どもといたしましても、企業側でも出入口の閉鎖などの対策を講じているものの、その危険性を危惧しているところでございまして、現在利用促進策について協議、検討している状況でございます。

また、担当課においては随時現況に異常がないか巡回を行いながら、異常があった場合、所有者への報告をすることとしてございます。

さらには、把握している空き工場、空き地等については、企業誘致の際に利活用ができるよう、関係機関へ情報を提供するなどしてございます。今後も引き続き空き工場、また空き地などの情報提供を、そしてまた危機管理には関係機関と連携を図りながら対応してまいりたいと、こう思っております。基本的に所有者の方々が管理するわけでございます。私どももそういう部分をさ

らにまた所有者の方々に現状をお伝えしながら、利活用できるのが一番いいわけございまして、そういう企業誘致等々考えている、そういうお話があった場合には私どももこういう土地がある、施設があるということは提供をしてございます。あくまでも当事者間との契約となるわけでございますので、町としてはしっかり提供しながら、そしてまた老朽化してきている場合については当然解体等、そういうこともまたお願いもしなければならないのかなと、このように考えてございます。

次に、2点目の町営市場についての効率的な運営方法についてのご質問でございますけれども、町営市場の改善につきましては、開設以来施設については5回の増築、そして当時としてはいち早くコンピューターを導入し、業務のスピード化を図るも、ふえる一方の出荷量に競売後の仕分け、搬出作業が追いつかず、毎日の市場業務に支障が生じている部分もでございます。このことから、平成3年に隣接した現在地に卸売場を新築移転したことにより、構内における搬入、搬出がスムーズになり、出荷伝票等もほぼ現在と同じ形式に変えるなどの大改革を経て今日の町営市場に成長してきてまいりました。市場にかかわってきました先人の創意と、また関係者の努力と苦労があったものと思います。関係者の皆様に敬意を表しながらしっかりと市場運営をしていかなければならない。このように思っております。

また、市場運営審議会につきましては、市場運営にかかわる審議と公正取引法に基づく公正、効率的な売買取引の確保についての諮問機関として町議会議員、生産者、買受人のほか、学識経験者にそれぞれ委員としてご委嘱を申し上げます。合併後、これまで年2回、もしくは3回開催し、市場営業カレンダーの決定に加え、市場活性化事業、または食育祭、委託手数料率の改正、冷蔵庫の活用と、多岐にわたってご審議をいただいているところでございます。

町営市場は、農家の方々や買受人、仲買人の方々があって当然成り立つわけございまして、審議会委員の皆様にもそれぞれの立場から市場にかかわるさまざまな問題について活発的な議論をいただくことで行政一辺倒ではなく、互いに理解し、連携をとりながら共存、共栄という形で進めていきたいと思っております。

また、議会産業建設常任委員会おかれましても、市場は毎年のように調査していただいております。また、私自身も審議会には欠かさず出席をし、そしてまたそれぞれの意見をしっかりとお聞きしながら、状況を把握しながら指示をしているところでございます。

それから、市場の財政の改善についてでございますけれども、一般会計からの繰入金でございますが、総務省が示す地方公営企業の市場事業に対する繰り出し基準を参考にしまして、繰入金を一定額に設定いたしました。そのことにより、市場の売上が伸びて、儲かったときは貯蓄をし、

急激に落ち込んだときは取り崩すことで、基本的に特別会計の中でしっかりと市場財政の安定と将来の施設改修整備に備えることができるようにしてございます。合併して、平成20年度から繰入金をふやしてきてございます。それまでは総務省からの交付金算入額、一部一般会計の方で活用しながら市場の方は交付税算入満額に対して少ない形で繰り入れをしていたわけですが、やはり特別会計としてしっかりと独立をしていけるそういう体制にするためには、交付税に算入されている部分をしっかりと繰り入れをして、その分しっかりと特別会計の中で行っていくと。このことがまた安定した市場の財政にもなっていく、そういう判断から、平成20年度に4,700万円、平成21年度は3,900万円を繰り入れしてございます。それに加えて、一般会計直接事業として仲卸売場の屋根塗装工事、資材倉庫自動火災報知機の設置工事など790万円、また、本年度も管理事務所等の防水工事費1,743万円、合わせて2,533万円をこの部分につまましては一般会計で支出の見込みでございます。運営についてしっかりと安定運営をしていただきたいということで施設等の一部については町の方でも整備を進めているということでございます。

平成21年度の市場特別会計決算見込みにつまましては、売上が減少しましたけれども、単年度の積立額を取り崩すことなく、平成21年度も積み立てることができてございます。財政調整基金の基金積立残高は5,420万1,000円となる見込みでございます。この金額でございますが、手数料収入7%で換算しますと、おおよそ7億7,000万円の売上額に相当する額でございます。今後も冷蔵予冷庫等の整備も審議会において要望されております。整備するにいたしましても、その財源として、この財政調整基金を少しでも多く確保しながら、近い将来に備えていきたいと、こう考えてございます。

また、品質保全の改善でございますけれども、大型トラックの予冷コンテナ2台を用意し、生産者から預かった農産物の鮮度保持、予冷庫として活用してございます。少しでも高値で売れるよう努めているところでございます。なお、あいた部分につまましては、日割りで買受人の方々にも有償で利用いただいているところでございます。現在のコンテナは既に10年以上経過してございますので、さび、老朽化が進んできてございます。今後使用不可能となった場合のことも考えながら取り組みをしていかなければならない時期に近づいてきているなというふうに感じてございます。

また、フォークリフトの導入でございますが、荷受搬入作業、競売後の仕分け、搬出、積み込み作業の労務が軽減され、よりスピード化が図られるようになってございます。安全対策の一つとしましても、買受人の方々には、フォークリフトの更新の際には、バッテリー化をお願いして

いるところでございます。

年々売上が減少傾向の中、業務の見直し、当然でございます。人員の削減を初めとして、業務全体においても買受人にかかわる業務、生産者にかかわる業務など、業務の改革、改善には関係方々の協力も不可欠なものでございます。今後も市場といたしましても、関係機関の方々とも連携を密にしながら、よりよい市場、また安全で安心、新鮮で消費者の方々にも届けられるそういう信頼される市場をしっかりと構築していかなければならないと、こう考えてございますので、議員の皆様にも今後ともよろしくご指導をお願い申し上げたいと思います。

議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤幸子君。

10番（工藤幸子君） ありがとうございます。いろいろ内情をお聞かせいただきましてありがとうございます。

ですけれども、1番の方の遊休地の活用というよりも、危険性の話になりますけれども、昭和30年少し前、駅前に製材所があって、そのところで子供たちが火遊びをしていて、そのおがくずに火が飛んで、駅前で大火が発生したという、そういう経緯がございます。子供たちの遊びを軽視できないという、そういう思いがずっとしておりましたので、そういうことのないように、今はところでただのロープとか、それからビニールのひもとか、そういうものだけで進入禁止をしているつもりのように見えますけれども、前後とんと飛べば、中には子供ですから、上手に入るといっても、だれでも入れる、そういう状態の状況も見受けられますので、ぜひそのところは十分に本来であれば、建設する、あるいは契約をする際に、前受け金として解体分ぐらいは契約時に取ってもいいかなという、そんな感じもしないではないんですけれども、なかなか廃墟と化してからは、それを撤去するということが難しいようでございますので、いろいろな契約時の条件をそこに附加しておいて、そして出発すればいいのではないかなという、そんな感じもしないではない。それだけ危険度がすごく、隣近所、全く離れているところであれば、少しはそんなに感じないかも知れませんが、周辺には20軒以上の人家があるところもあるわけですから、そこは十分に町でも管理するように、お互いに話し合っ、十分対応をしていただきたいと、このように思っております。

それから、2番目の方の市場ですけれども、そろそろ償還金が完済される時期も間近かなという、何年もなく完済できる状態になる。そうすると、いろいろ決算等々で配慮する部分もあるし、あるいは基金といいますか、積み立てにももう少しそういう時期になるといろいろなところが腐

敗したり、あるいは手をかけて、再度それを利用できるような体制をとっておく必要があるので、基金はぜひ頭において、少しずつでもふやしていければいいのではないかなと、このように思っておりますので、今後とも市場の問題は十分に配慮していただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（小笠原義弘君） 町長。

町長（工藤祐直君） 法人の所有遊休地の危険でございますが、私どもも所有者にしっかりと現状をお伝えしながら、よりよい解決策をしまいにしたいと、こう思っております。子供たちの部分、これは法人所有の建物に限らず、個人所有のものいっぱいあるわけでございますので、一つ一つについて対応というのは、町としても無理があるわけでございますので、しっかりと所有者の方々にそういう周知をしながら、子供たちにも学校教育の中で、そういう危険なところで遊ばないようにと、これは学校に限らず、家庭でもそうなわけでございますが、並行して取り組まなければ解決できないものではないかと、こう思っております。契約時にそういう部分も含めてということでございますが、なかなか企業誘致、または誘致企業としてでなくても、来ていただく場合に、非常に難しいいろいろな条件がつくのであれば、ほかの方に行くと。こういう部分も当然あるわけでございますので、非常に難しい部分があると思っておりますけれども、そういう将来的に営業されない場合に、そういうどうしても危険な箇所になると。こういう部分はしっかりと最初の段階でも話をしながら進めてまいりたいと、こう思っております。

市場につきましては、先ほど申し上げました合併して平成20年度からしっかりとした将来性を持っていかなければならないということで、平成20年度から繰入金をふやし、しっかりと市場特別会計の中で将来に向けて活用できる、そういう思いで、平成20年度から繰入金をふやして現在に至っておりますので、我々もしっかりと将来を見込みながらの財政を考えながら取り組んでまいりたいと、こう思っております。

議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

5番、松本陽一君の質問を許します。松本陽一君。

（5番 松本陽一君 登壇）

5番（松本陽一君） おはようございます。それでは、さきに通告してありました子宮頸がん予防についてご質問いたします。

私たちが毎日の生活を安心して営むためには、まず第一に健康であることが大事であります。町の年に一度の住民健診は、病気の早期発見、治療、そして予防ができ、また、健康上のバロメーターになり、自分の体についての正しい知識を持って生活することが大切になります。こうした中で、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の増加が大きな健康問題となっております。恐るべきがん多発の中で、町民の健康を守ることは、町政の最優先の課題であると思います。

食道がん、胃がん、子宮がんなど、死者の4人に1人は、がん死だと言われています。

女性特有の子宮がんは、当町でも平成21年度に4件の発症件数が出ており、また、子宮頸がんは20代から40代に多く、特に20代から30代に多く罹患率が出ております。2000年から急増してきており、検診での要精検率が多くなっているようであります。特に今多くなっている子宮頸がんは予防できるがんと言われ、その予防には若年層へのワクチン接種が有効で、その予防効果と安全性の高いワクチンが昨年の10月に承認され、12月には接種可能となったと聞いております。

しかし、このワクチン接種は、3回の接種で、1回当たりの費用は1万5,000円ほどで、1人約5万円が必要で、高額なワクチン費用が接種の壁となっていると聞いております。女性の命を守ることは少子化問題の観点からも重要であります。住民健診では、子宮頸がんの罹患率が高い20代から30代の受診率は低いと聞いています。早期発見、早期治療こそが大事なことですが、等閑視する余りに後に長期療養と高額療養費を使い、最後に一命を失われるというケースも考えられ、また、国保会計での治療費の増大も考えられます。

このことから、子宮頸がん予防について、町長はどのような取り組みをされるのかお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、松本議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

子宮頸がん予防への町の取り組みでございますけれども、子宮頸がんは、全国の20代から30代の若い女性に発症が急増してございます。平成20年青森県保健統計年報におけるまず八戸保健所

管内の子宮の悪性新生物による死亡数は15名でございました。うち、当町は1名となっておりまして、そしてまた、先ほど松本議員からも人数の件ございましたが、町の国保レセプトによりまして、子宮の悪性新生物と思われる患者数は、平成21年度4名おりました。うち2名が亡くなってございまして、いずれも60代前半の方々でございました。国では、子宮頸がんワクチンが平成21年12月に予防ワクチンとして承認されたことにより、予防できる唯一のがんというふうに言われてございます。このワクチンは、10代前半、11歳から13歳の女子に接種した場合、発症が70%ほど予防されると言われてございます。半年の間に3回の接種が必要なわけでありまして、先ほど議員からもございました1回約1万5,000円前後の金額がかかります。そしてまた、3回、半年の間に接種が必要でございますので、約5万円近い費用がかかるという高額負担ということから、接種率は非常に低迷してございました。接種費用につきましては、国では2011年度に子宮頸がん予防ワクチン接種の助成事業に約150億円を要求する方針であると伺ってございます。県内においても助成に向けた動きが広まってきてございまして、当町においても国、県の動向を見きわめながら、接種助成の実施に向けて積極的に検討してまいりたいと、こう思っております。

今回の一般質問をいただく前に、私どももワクチン助成について担当課と実は話をしていたところでございました。来年度から何とか予算を計上して取り組む方向で考えておいてくれということを示していたわけでありまして、今ちょうど国の方も助成事業を実施する方向でございますので、町単独でいきますと1人5万円弱ということで、非常に多額が必要なわけでありまして、国、そしてまた当然国が助成するとなると県も当然出てくると思っております。そして町もという中で進むことができれば、町の財政的な部分も軽減されながらしっかりとワクチン接種は行える、そう思っておりますので、今後、来年度に向けて助成事業として取り組む方向で担当課の方と詰めてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

議長（小笠原義弘君） 再質問はありますか。松本君。

5番（松本陽一君） 今町長さんの方から来年度には実施計画の予定ということでございます。できれば、それぞれの対象者に全額助成ということで進めていただければいいわけですが、やっぱり財政難というようなこともあると思っておりますので、ぜひ早い時期に予防接種の実施を行って、この子宮頸がんの予防を早い時期に行っていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

議長（小笠原義弘君） 以上で松本陽一君の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

（午前10時38分）

.....
議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時56分）

.....
議長（小笠原義弘君） 一般質問を続けます。

12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

12番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。2010年9月定例議会に当たり一般質問を行います。

町道上斗賀・田ノ沢線用地、町道斗賀山・加賀線用地及び町道管理用地の売買契約に関する問題についての質問です。

2008年、平成20年8月7日、第17回南部町議会臨時会で取り上げられました土地の取得についての質問です。公衆用道路を含めて、合計7件、4万3,758.31平方メートルを2,012万8,823円で買い取る結果となりました。この点に対しても町民から長い間、町のものだと信じていたのに、今になって町が買わされたとは、町はどのような仕事ぶりをしているのかと。また、「金額に対してもどうして2,000万円余なのか、評価額からしても法外な金額だ」と言っています。土地の問題をめぐり、住民監査請求が行われ、裁判所に訴えられております。

私の質問は2008年、平成20年8月7日の臨時会で説明された上斗賀・田ノ沢線は、昭和53年4月から、平成元年3月にかけて、国の団体へ道路整備事業の補助を受けまして、当時旧名川町が事業主体となり、事業名、斗賀地区樹園地農道整備事業によりまして、道路改良を行ってきました。このとき、個人所有の公衆用道路を国土調査事業により、町に所有権移転登記をする予定で進めておりましたが、できずに今日に至っておりますという点についての質問です。当時の質問でも行ったわけではありますが、所有権移転登記をしかるべき時期にできなかったために起こっている問題ではないでしょうか。なぜしなかったのか、その後も所有権移転登記をしなかったのか、はっきりとした答弁を願います。

次に、質問の要旨に掲げました1、裁判に関してどの程度まで行われたのか、その内容をお聞

きします。

2、過去の事務的不手際によって、現在、住民負担が生じたわけですが、その当時の関係者の責任は問えないのでしょうか。

3、町長としてどうしてそうなったのか、根本的原因は何であったのか、調査したのでしょうか。

4、現在は町所有となったのでしょうか。登記した時期など、はっきり示していただきたい。

5、今後このような事件を繰り返さないようどのような対策をとっていくのでしょうか、答弁願います。

国民健康保険証の発行について質問します。質問事項にこのように書いたわけではありますが、資格証明書を発行しないでいただきたいという気持ちからの質問であります。資格証明書の発行や給付の差し止めについて、悪質滞納者に限っていたものをそれぞれ1年間以上の滞納、1年半以上の滞納と定め、低所得で払い切れない人たちにまで広げました。政府が国民健康保険法を改悪したことが最大の原因です。国は、資格証明書を発行しない事例を示していますが、これは国が示す事例に過ぎず、市区町村の判断に任されています。そこで、低所得であることを特別の事情と認めていただき、資格証明書を発行しないでほしいのであります。弁明の機会があり、弁明書を提出しても、弁明の妥当性が認められないと資格証明書の発行となるようですが、低所得で払い切れない世帯まで悪質滞納者と決めつけ、弁明書を提出しても資格証明書を発行しては、納税相談に応じなくなるのではないのでしょうか。納税相談に応じて、納税者の内情が理解でき、これでは国保税を払い切れないと判断できる世帯には資格証明書を発行しないでほしいのであります。低所得で払い切れない世帯に対して、納税相談に応じた世帯には、正規の保険証の発行を認めていただきたい。答弁を求めます。

公営住宅の修繕について質問します。公営住宅法第21条は、「事業主体は公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設、その他国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要があるときは、この限りでない」と定めています。ある地方自治体では、公営住宅の退去時や住みかえ時に、入居者に多額の修繕費用の負担を迫るとか、公営住宅は家賃ではなく、使用料だから義務はないとあって、修繕事務を怠り、入居者に負担を求めている自治体はあるようですが、このような考え方は認められないと考えます。そこで、質問なのですが、どんな場合に修繕するのか、基準を明らかに示していただきたい。

また、入居者の負担としている修繕内容はどういうものでしょうか、質問いたします。

議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、町道上斗賀・田ノ沢線等の質問でございますが、順に追って答弁してまいりたいと思います。

裁判に関して、どの程度まで行われたのかというまずご質問でございますが、平成21年第6号損害賠償請求住民訴訟の訴状が同年11月25日に青森地方裁判所で受理され、第1回口頭弁論が平成22年1月22日に、青森地裁で開始されております。町では、訴状の内容を確認した上で、青森県町村会から弁護士の紹介を受け、第27回南部町議会定例会の報告第2号でもご説明したとおりでございます。青森市の沼田法律事務所、沼田徹弁護士を訴訟代理人にお願いしたところでございます。現在までの審理につきましては、ことし3月5日に第2回目、4月13日に第3回目、7月8日に第4回目が開かれておりますが、詳細な内容につきましては、いまだ審理中でございますので、差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、過去の事務的処理によつての住民負担が生じ、関係者の責任について問えないかということでございますが、今回の事案は昭和63年に農道整備事業を行ったときからのものであり、整備事業と同じく国土調査事業が並行して進んでいた時期でございます。議決をいただくときに担当課長から詳細に説明を申し上げたわけでございますけれども、その並行と同時に事務的な部分で処理がスムーズにいったいなかったということが原因であると思っております。

責任等についてでございますけれども、現在、昭和53年、30年ほど前の時点でございますので、私としましては、現在の工藤町政の中でしっかりと後にまた課題を残さない。そういう中で、現町政の中で解決をしていかなければならない。そういう思いで取り組んでまいりましたので、ご理解を賜りたいと思っております。

また、いろいろ審理中でございますので、軽々に当時の責任等々というものを現在においては控えさせていただきたいと、そう考えてございます。

また、根本的な原因でございますが、先ほども申し上げました。私どもも職員等からも確認をしながら進めてきたわけでございますが、30年から元年にかけての樹園地農道整備事業、先ほども申し上げました国土調査の事業が行われたわけございまして、当時はまず現地調査をすると

ということで重点を置いて作業を進め、その後に登記作業に移ると。そういう事務的な部分で進めていたと思います。そういう部分で、今当時を振り返って確認していくと、そういう部分の事業が錯綜していたという部分があったのかなというふうに考えられます。

現在は町の所有となったかということでございますが、平成20年8月7日開催の第17回南部町議会臨時会において、土地取得について議決をいただきました。同年8月15日に所有権移転登記が完了してございます。

今後このようなことを繰り返さないようにどのような対策をとっていくかということでございますが、道路等、町が取得する用地のほか、寄附採納を受けた用地の場合、移転手続を速やかに行い、土地代金や補償金を支払うようにしてございます。用地を提供いただいた町民の皆様にもご迷惑がかからないように、しっかりと担当課内においても二重チェックをしていく。このことが事務的な作業で大変重要な部分だと、こう思っておりますので、再度このようなことがないように、しっかりとチェック機能を強化してまいりたいと、こう思っております。

次に、国民健康保険証の発行についてでございますけれども、災害や特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり国民健康保険税を滞納している方に対しては、納付相談の機会をつくるとともに、未納となっている保険税に対しては、分割により納付していただくようお願いをし、納付の促進を図っているところでございます。また、国民健康保険税滞納者措置認定審査委員会を設けてございまして、その委員会では、その世帯状況や保険税滞納状況を十分確認し、審議を重ねた後に短期保険証4カ月間及び資格証明書の発行を行ってございます。子供や高齢者のいる滞納世帯につきましては、特に納税相談等において十分に配慮しながら、機械的な運用は行っており、また、審査委員会の審議においても十分配慮しているところでございます。なお、高校生以下、これは短期保険証6カ月でございますが、それと70歳以上の高齢者、短期保険証4カ月については、資格証明書を出さず短期保険証を交付しているところでございます。

ちなみに当町における国民健康保険税の滞納状況を申し上げますと、平成22年6月1日現在で、国民健康保険加入世帯3,879世帯のうち、滞納世帯が655世帯、パーセントにしますと16.88%に該当いたします。このうち長期滞納者は123世帯となっておりまして、滞納世帯数に対する長期滞納は18.78%でございます。また、加入全世帯からの率でいきますと3.17%という状況でございます。ご存じのように、国民健康保険は、国や県からの補助と加入者の相互扶助で成り立つ社会保障制度であるわけでありまして、保険税の収納は保険運営上極めて重要なわけでございます。今後も慎重な対応を行う必要があると考えてございます。基本的に、立花議員さんとはいつも国保税について議論になるわけでございますが、国保というのは、皆保険、みんなで支え合

って保障していくということでございまして、今後滞納者がふえた場合に一生懸命頑張って納税している方々、これからもいわゆる給付費は少なくなることはない、ふえていく一方になっていくと思います。国保税の見直し、そういう部分も行って、今年度、来年度は現状維持でいく方向でございますが、一生懸命払っていただいている方々が滞納する方々がふえることによって、払ってくれている方々がさらに国保税を上げてもらわなければ成り立たなくなると。こういう現象が起きるわけでございます。これもまた大変不公平なことでありまして、我々決して生活が本当に困ってどうにもならない、こういう方々に対しては先ほども申し上げました。しっかりと相談をさせていただいて、分割でも納めていただく、また、それもできない場合に短期の保険証等に対応しながら取り組んでございます。職員の方もそういう中でお願いもしながら、ご理解もいただきながら、審議会においてもそういう状況をしっかりと報告、提出をいただいて取り組みをしてございますので、ぜひご理解を賜りたいと、こう思っております。

3点目の町営住宅の修繕等についてでございますけれども、まず修繕の基準についてでございますが、特に基準的には定めておりませんが、入居者からの連絡を受け、状況確認の上、生活に支障を来たすものは速やかに修繕を実施してございます。また、屋根や外壁の塗装などの耐用年数が確認できるものにつきましては、経過年数を考慮しながら、計画的に修繕を進めてまいります。

次に、入居者の負担としている修繕内容についてであります。公営住宅法及び同法施行規則に公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、また屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設について修繕する必要があるときは、事業主体が修繕しなければならないと規定されているほか、ただし、給水栓、点滅器、その他附帯施設の構造上重要でない部分は除くとされてございます。南部町営住宅条例においても畳の表がえ、破損ガラスの取りかえ等の軽微な修繕を除くものは町が修繕をし、入居者の責めに帰すべき事由によっては入居者が費用を負担する規定としてございます。例えば、年数経過の老朽化による雨漏りや風呂釜の故障などは、町で修繕を行い、障子やふすまの張りかえ、電球や建具の附属する金物類などの軽微な修繕については入居者が負担し、修繕することになります。また、入居者が水道管の水下げを行わなかったことによる凍結破損や故意に壁に穴をあけた場合なども入居者が負担し、修繕することになります。

なお、撤去時の修繕につきましては、ふすまの手垢や畳の日焼けなど、住宅の通常使用で生じた汚れによる張りかえや表がえは町で修繕を行いますが、先ほども申し上げました障子やふすまの破れ、畳のこげ跡や傷、壁の穴など、入居者の責めに帰すべき事由によるものについては、入

居者が負担し、修繕することになりますので、また、入居者の皆様にもご理解をいただくよう努めてまいります。

以上、答弁申し上げましたが、再質問等々、詳細部分等の場合につきましては、それぞれ担当課長等から答弁をしてみたいと、こう思っております。

議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。立花君。

12番（立花寛子君） まず、土地の問題の質問の要旨の1、2についてであります。裁判に関してということで、答弁は避けたようではありますが、次の裁判はいつ、どこで行われるのか、傍聴者を募る考えはないのでしょうか。ぜひ傍聴したいという方に対して情報を公開していただきたいと考えますが、どのようにお知らせしているのでしょうか。

3に対しては、二重にチェックするなど、今後の対策に生かすということではありますが、やはり今の答弁だけでは納得ができない問題が多々ありますので、読み上げて、再質問とさせていただきます。

斗賀地区樹園地農道整備事業は、昭和53年4月から平成元年3月に完成しているわけですが、その期間、関係課長は変わっていないのでしょうか。人事異動があったとしても申し送りがしっかり行われていれば、個人所有の公衆用道路を国土調査事業により、町に所有権移転登記を行うはずですが。人事異動時の申し送りの不手際があったのでしょうか。第17回南部町議会臨時会の会議録を読み返しますと「これまでの間は建設課としてあの道路が、所有者がだれなのか、どうなのかというものまでは一切我々はわかりませんでした」と答弁しています。そうしますと、平成19年、通行どめの騒ぎがあるまで、一切の申し送りがなかったことになるわけですが、どうしてこのようなことになったのか、町長は調査したのでしょうか。この点から、町長はどのような点を導き、どうこれからの仕事に生かそうとしているのか、再度お聞きしたいと思います。

次に、これから読み上げますのは、先ほども言いました臨時会での会議録からですが、平成9年7月に、濱田氏の方に所有権が異動するんですけども、ここで登記が変わっているわけですけども、前にも説明していますけども、平成9年6月に債権者のアポロリースからですね、町の方へ仮差し押さえの抹消をして、その所有者が第三者に移りますよという照会が町に来ているということなんです。これは我々の方に書類があるわけではございませんで、濱田氏と話をした中で、そういう話がありました。これについては、本人が日記に書いてあったのを全部持っていて、そういうことで町に照会があったけれども、町ではそれについて応じなかったということもあり

まして、そこからずっと今日に至ってきているというような状況で、今回それを濱田氏の方と話し合いをして、売買で応じるということになりましたので、何とか契約をしたいということでございます。

そうしますと、平成9年当時も登記する機会があったわけですが、登記しなかったその理由は何だったのでしょうか。この点についても町長は調査したのでしょうか。その当時、町に照会があったが、町ではそれについて応じなかったとありますが、その内容を示していただきたい。町長はこの問題に対して、どのような説明を受け、その時期はいつごろからだったのかははっきりさせていただきたいと思います。

国保についての再質問ですが、資格証明書を発行しないでほしいという何度もの質問であります。いつも問題になっていることですが、特別の事情の目安は、（ア）災害を受けたり、盗難に遭った。（イ）病気にかかったり、負傷した。（ウ）事業を廃止したり、休止した。（エ）事業に著しく損失を受けた。（オ）前各号に類する理由。これは国が示す事例に過ぎず、市区町村の判断に任されています。ですから、何ども町長に訴えるわけではありますが、町長が低所得であることを特別の事情と認めることで、このような世帯には資格証明書を発行しなくていいことになるのです。特別の事情についての判断は自治体が行うと国会の答弁にもあります。この点については、町長自身の判断が認められているのですから、何としてでも政治判断といいますか、町長がこうしなさいと指導するだけで、低所得で滞納している世帯の方々にも保険証を交付させることができるのです。ぜひ保険証の取り扱いの改善を求めるものであります。町長の答弁を求めます。

次に公営住宅の修繕についての再質問です。先ほど町長が答弁したのに似て、同じような内容ではありますが、ある一例を申し上げて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

ある自治体の住宅の計画修繕の例なのですが、ふすまの張りかえ、入居後10年、畳表の裏返し張りかえ、入居6年を経過したものから計画修繕に入れる。壁、天井の塗装、入居10年となっています。当町にもぜひこのような計画修繕の計画をお持ちになっていただき、順次修繕していただきたいのであります。

先ほど自然的劣化、損耗などについては、個人の責任を負うものでないという答弁がありましたので、その点は大変よかったと思っております。しかし、この自然的劣化、損耗などに対しても、さまざまな負担を入居者に強いるという内容が入居者の中に入っておりますので、そうではないということをぜひ宣伝していただき、気持ちのよい生活をしていただくようにこの点は関係課の方から入居者に訴えていただきたいと思っております。

そこで、これは具体的に向山団地の天井の塗装とか、外側の板の塗装などはどうなっているのかな、建ってから大分たっているけれども、もう少し塗りかえていただく時期になっているのではないかなということで、私自身さまざま調べた結果の質問であります。具体的にどうなっているのか。また、向山団地だけでなく、さまざまな建てかえしなければならないような長期の公営住宅も残っているわけでありますが、現代的な資材といいますか、流しなどもどうなっているのか、ある程度取りかえていただいてもいいのではないかなと思いますが、その内情はどうなっているのかお聞きしたいと思います。再質問とします。答弁をお願いします。

議長（小笠原義弘君） 町長。

町長（工藤祐直君） まず、町道の件でございますが、次の裁判等はまだ伺っておりませんので、もし担当課の方でわかれば、答弁をしていきたいと思えます。

いろいろ昭和53年に事業から、そしてまた平成9年ということでございまして、決して責任を逃れる答弁ではなく、私平成11年9月から、当時の名川町長に就任をいたしまして、その翌年ごろだったと思えますが、一度この話を報告受けまして、担当課の方にどうなのかということで話を聞いて進めてきたときがございました。その後、当時の相手方の方々もその後、私のところには来ませんでして、担当課の方からも一応話は聞いて、当時としては問題ない中で進めているということは当時伺ったことがございました。もう19年ですか、本格的に道路の閉鎖等があって、新しい課長もその時点でまた状況を確認しながら取り組んで、今日になってきているわけがございます。そういう中で、私としては昭和53年から平成9年という中のことではありますが、今現在の私の町政の中で、地域の住民の方々からも早い解決、安心してまた農業ができるというように斗賀地区の役員からも要請もいただいております。そういう中で解決するために取り組んできたつもりでございますので、先ほども申し上げましたが、ご理解を賜りたいと、こう思っております。今後こういうことを先ほども申し上げましたが、やはり二重チェック、一人の職員だけではなく、やはりしっかりと二重、三重チェック、確認というのが非常に大事であろうと思っております。いつも職員の方にもこの件に限らず、当然担当者が起案して、担当課の係長、補佐、課長、副町長、町長、こういう流れで判子を押してくるわけがございますけれども、最終的な中で、起案を指示することもございます。めくら判にならないように、しっかりとそれぞれの課で確認をして、起案等も報告なりもあげてくるようにと。これは就任当時から指示していることではございますが、再度しっかりとチェックをしながら対応してまいりたいと、こう思っております。

す。

それから、国民健康保険証のことですけれども、特別な事由がある場合、特別な事由がある。そういうことで審議会の皆様にも審議をしていただいております。そういう中で判断をし、町長が確かに特別な事由だと、町長が判断できると、こういうことも当然あるわけですけれども、個人的なそういう部分に走ってもいけない。そういう中で、公平に判断をして、最終的に決定していくために、そういうために審査委員会を設けて取り組んでいるわけです。今後はそういう公平な立場で審査をしていただいている委員の方々、そういう委員の方々のご意見を参考にしながら、そしてまた闇雲に私ども資格証明書を発行しているわけではございません。できる限りの短期証明書で対応できるように、これはそういう思いで担当課の方も現に取り組んでいます。中には、いろいろ調査していった上で、この方は払いが、納税ができるのではないかと。そういう方々、そういう部分もないのかどうか、そういう部分にも踏み込んで、審査委員会の方からも審査していただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、町営住宅でございますけれども、いろいろ私どもも事業者として、事業主体として改善する場合、修繕する場合、そしてまた一つは、やはり自己責任、そういう部分も入居者の方々もやっぱりこれをご理解いただかないと、公営住宅だから何でもかんでも事業主体が直していかないと、こういうことであれば、今は町営住宅も大変金額にしては整備されている住宅でございます。町営住宅じゃないみずから厳しい家庭状況の中でも借金をしながら家を建てて、そして当然それは個人所有でございますので、それぞれの方々が修繕をなしているわけでございます。我々も事業主体としてしっかりとすべきものと、やはり入居者の方々もしっかりと自分自身たちでこれは修繕していかなければならないということもしっかりとご理解をいただくようにしながら取り組んでまいりたいと思います。詳しい部分は担当課長の方から答弁をさせたいと思います。

議長（小笠原義弘君） 建設課長。

建設課長（西野耕太郎君） 立花議員のご質問の中で、次回の裁判はいつかということですが、まだ次回の裁判については弁護士の方から来ておりませんので、ちょっとまだそういうことでご理解願いたいと思います。

それから、昭和53年から平成元年の間までに農道整備事業をやったわけですが、その当時の担当課長の異動はどうかということですが、私の知る限りでは、何名かの方が異動し

てございますので、一人の人がずっと平成元年まで担当課長をやったということではございません。

それから平成9年当時に先ほどの会議録を読み上げていただきましたけれども、要するに不動産業者さんの方から、町の方にそういう電話をかけましたということをお不動産業者さんが私の方に平成19年に尋ねたときに、そういう話をしておりましたので、そのとおりでございまして、書類等ありませんし、不動産業者さんの方からの申し入れで、私が聞いたというふうなことでございます。

それから、公営住宅の件でございますけれども、公営住宅につきましては、今年度公営住宅長寿命化計画を今策定してございます。これによりまして、今現在新たに取得計画の中でつくった住宅、向山団地、それから苫米地駅前団地とか、新しい団地については、修繕をその計画の中で行っていくということになります。

それから、向山団地の屋根、壁の塗りかえの計画はということですが、今そういうことで検討をしております。予算化するということですね。

古い住宅については大きな修繕はもう行わないと。例えば、南部町にもあります、それから旧南部町であれば、湧口団地とか、それから旧名川町であれば五日市団地とか、これについては大きい修繕を行わないで、今新たに旧名川町にはひろば台団地の建てかえを行うということで、来年度からもう着工に入ります。そういうことで、そのひろば台団地が終わると同時に引越いですね、旧南部地区に新たにまた住宅団地をつくっていきたいというふうな考えで今進めております。ご理解願いたいと思います。

12番（立花寛子君） 税務課はいかがでしょうか。

議長（小笠原義弘君） 担当課長、税務課長。

税務課長（八木田良吉君） 資格証明書の発行の件についてお答えいたします。

まず、資格証明書の発行については、いきなり発行しているのではなくて、まず納税通知書を発行して、納期内に納付しないと20日以内に督促状が行きます。そして督促して10日以内に払わない。すると今度は臨戸徴収って、各家庭に訪問をしたり、あとは催告書を発送したり、そういった手続をします。そして、できるだけ本人と会うようにしているんですけれども、なかなか会えない方も多いんです。それらについて、今度1年間滞納しますと、資格証明書の対象になりま

すという形でお知らせしたり、そして、それでも納まらないときには弁明書を出してもらっていると。1年払っていなくても、分割納付とか、誓約とかって、そうしてやっている方については短期証明書を発行しているという形でございます。だから、全然低所得者に対して、そういった加味しないでやっているわけではなくて、現状を踏まえてやっていますので、その辺、ご理解願いたいと思います。

以上です。

議長（小笠原義弘君） 立花君。

12番（立花寛子君） 最後の質問になりますが、再々質問の順番はちょっと前後させていただきますけれども、先ほどの国保の問題なんですが、役場の性格としましては、数字だけを見て、払えるのではないかというような判断も生じるのでしょうかけれども、さまざまやはり詳しく聞いていただいて、何としてでも納得して納税していただくように。その中には、やはり納税相談に応じるとかなりの金額を払わされるのではないかと、このようにおそれている滞納者が多いわけです。ですので、金額に関係なく、お支払いする金額の相談ではなくて、生活状況はどうなのか、ぜひ家庭訪問などもしながら、本人と会う努力をぜひしていただきたいと思いますし、納税者の滞納されている皆さんにも気軽に町に来て、相談していただくように訴えているのですが、どうしてもやはり金額の問題になると払い切れないから、後ずさりする。そういう状況が多々あるわけです。ぜひこの点を判断していただきたい。ですから、町長の政治判断をぜひお願いしているといえますか、訴えているわけです。ぜひこの点で町長もお酌み取りいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

公営住宅の件についてですけれども、先ほど町長が、個人の責任としても考えてほしいということで、汚さないように一生懸命注意して生活しておるのが実情ですが、どういうところでどういう負担を入居者に強いられるのかわからないという状況ですので、やはり情報を公開して、こういうところは入居者の負担にならない、こういう気持ちを軽くしていただくような情報を流してほしいという気持ちを持っておりますので、そのようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後といえますか、土地の問題に対してですが、次の裁判はわからないという話でありましたが、ぜひこの問題は多くの皆さんが関心を持って注目しているところですので、次回の裁判はどこでどういう状況で行われるのか、ぜひ公開していただきたい。広報などに載せていただきたいと思いますが、この問題で町長がやはり町に非がないと踏ん張るならば、裁判にたくさんの傍聴者

が集まるということは、心強いことではないのでしょうか。ぜひそのようにしていただきたい。

やはり何度も何度も答弁を聞いたり、会議録を読み返しても、各課、人事異動の時点で申し送りがなかったのか、しなくてもよかったのか、この点が全くわからないのであります。ですから、当時の関係者の責任は問えないのかと、質問の要旨に書いたわけではありますが、全くその内容をその関係課に座られた課長が知らなければ、申し送ることもできないし、手をつけることもできない。そういうような状況が平成19年といいますが、その当時まで続いた。この内容といいますが、そのことが住民の皆さんが町はどういう働きぶりをしているのかとか、何か課長だけでないその他の力が働いているのか、不信を持たれる点ではないのでしょうか。そういうことで3番の町長としてどうしてそうなったのか、本当に直々に手を打ってこなかった原因は何なのか、もっと詳しく町長に調査研究していただきたいために根本的原因は何であったのか、調査したのかという質問をしたのであります。二重チェックをするというのは当然なことですが、私はその根本的原因は何であったのか、過去の事務的手続で現在、住民の税金がこういう問題に予算化されて、支出されたことに対して、住民の皆さんは全く理解ができない。払わなくてもいいお金を払っているのではないかという話になっているわけです。ぜひこの点の再度の答弁をいただきたいのですが、先ほど平成11年9月から町長としてお座りになったようでありますけれども、その当時はどうしてじゃあ登記しなくてもよいと判断なさったのか、さまざまな機会に登記をしなければならぬのにしてこなかったと何度も答弁がありましたが、それは一体何を意味しているのか、この点をはっきりしなければ、住民の皆さんも納得いかないのではないのでしょうか。

それで、これはまた臨時会の会議録に書いてあることですが「寄附採納を行って、昭和53年にその方から同意書をもらって、事業を進めてきたということです。ですけれども、寄附採納の書類が残っておりませんので、そのまま濱田氏の方に所有権も移転しているということでございます。本来、寄附採納をしておりますので、その時点でも昭和38年当時に、本来であれば、もう名川町に登記をするべきものであったのでしょうかけれども」と、書かれており、要するに「全国的にそういう事例はありますので」と説明しているわけですが、昭和38年当時の旧名川町時代から平成20年まで一度も登記をしていないということは、何を意味しているのでしょうか。関係課だけの判断で登記するとか、しないとか、判断できるものなのではないのでしょうか。昭和38年当時から町のものになっていたから、手をつけなくてもよかったのではないのでしょうか。この点を強く主張できない理由は何でしょうか。町長はこの問題にかかわっていないのでしょうか。再度の質問をいたします。

議長（小笠原義弘君） 町長。

町長（工藤祐直君） 町道の件でございますけれども、報告を受けた後、その後、当事者の方からも何も来ないという中で、今のような大きな課題というふうには報告、また認識が薄かったのかもわかりません。ただ、当時、昭和53年から課長等々もかわりながら来ているわけですが、悪質な部分等というのではなくて、前回に建設課長も答弁していたように、当時の国調と事業との並行の事務的な部分のチェックはやはり足りなかったのかなということによって現在になっているというふうに理解してございます。審理中でございますので、当然そういう部分、詳細というのは、間違った部分を申し上げれば、また大変なことにもなりますので、そういうことでまずは町として地域住民の方々も早い解決という中で、しっかり議員の皆様にもご理解をいただき、説明をしながら、議決をいただいて進めてきたつもりでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、国保の証明書の件でございますが、町は当然相談を設けて、そして真摯に対応してございます。先ほど担当課長からも一部ありました。相談にもみえないので、職員の方が自宅の方にお伺いをして、相談を受けるといった形をとっても、なかなかかぎをあけてもらえないと。対応してもらえないという方もいるということで、職員も難儀している部分がありますが、我々はしっかりと相談に応じながら、取り組みをしていきたいと、そういう姿勢は変わってございません。

町営住宅の方につきましては、また広報等を通して周知を図りながらまたご理解をいただきたいと、こう思っております。

以上でございます。

議長（小笠原義弘君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月1日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午前11時54分)

第32回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成22年9月1日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

13番 川守田 稔

1. 介護保険制度の今後について
2. 口蹄疫発生時における町の対応の体制について

4番 根 市 勲

1. 耕作放棄地解消に向けた取り組みについて
2. 災害時の消防・防災会等の活動強化策について

14番 工 藤 久 夫

1. 職員採用と行財政改革について
2. 成人式の開催時期について
3. 町で主催する行事の記念品について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君

19番 西塚 芳 弥 君

20番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	佐々木 博 美 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 辺 弘 治	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第32回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

13番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（13番 川守田稔君 登壇）

13番（川守田稔君） おはようございます。お暑うございます。私は本議会において、次の通告に従い、介護保険制度の今後についてと町内に口蹄疫が発生した場合の町の対応について所見を伺いたいと思います。

まず初めに、介護保険制度の今後について町当局の考えを伺いたいと思います。

介護保険制度は、皆さんご存じのように、市町村からの介護認定を受け、その利用者が全体の費用の1割を負担し、費用の残りは税金と保険料が5割ずつ負担するというものであります。そのうち、税金の負担割合は、国が25%、県と町がそれぞれ12.5%ずつを負担するというものであります。保険料は40歳から64歳の現役世代、いわゆる第2号被保険者が約3割、65歳以上、いわゆる第1号被保険者が約2割を負担するという仕組みで成り立っている制度であります。

ですが、平成12年4月制度開始から10年が過ぎ、また、その制度の将来を見据えると、制度の土台が揺るぎつつあるという現実が具体的に見えてきてなりません。制度全体の人口の側面から申しますと、平成12年4月制度スタート時に比較すると、要介護、または支援認定を受けた方の

人数は2倍以上の469万人に達しました。

また、介護が必要になりやすい65歳以上の人口は、平成18年度においては2,746万人、団塊の世代が一律高齢化する15年後、平成37年、西暦2025年には、3,600万人と言われていています。ちなみに、総務省のデータによれば、西暦2015年には3,300万人が65歳以上となり、そのうちの約20%が介護の必要が生じてくるであろうという見解を示しております。

佐々木元作君 着席

費用の面から申しますと、スタート当初平成12年には全体の費用が3兆6,000億円だったものが、現在10年後、平成22年度当初予算ベースで見ますと、7兆9,000億円と費用についても2倍以上の伸びになっております。さらに、平成37年度、2025年には、19兆円から24兆円の費用が必要になるとの見通しであると言われております。

ご存じのように、介護保険は3年ごとの見直しが行われてまいりました。スタート当初65歳以上の第1号被保険者が支払う保険料は全国平均で2,911円でありました。現在では、第4期介護保険事業計画を経て、全国平均で4,160円であります。次回、5期の改定では、平成24年から26年度分として5,000円台を突破するものと見られる状況のようであります。仮に、平成37年度における介護保険制度に必要な経費を19兆円として、平成12年度スタート時の費用の3兆6,000億円で比較してみますと、約5.28倍、仮に24兆円が必要であるとするならば、実に6.67倍の増加となります。すなわち、平成37年度における65歳以上の第1号被保険者の保険料の負担は、全国平均の2,911円をもとにすると、平成37年度において1万5,370円から1万9,420円の負担を強いることとなります。現役世代にあってはさらに5割程度の上乗せを要求することとなるかと思いません。

また、現行制度が将来にわたってそのまま継続されるのか、また、あるいはある時期に介護報酬自体などの大きな改正が行われるのか、さらには、民主党のマニフェストによる介護労働者の賃金月額4万円引き上げ等の件など、保険料に反映された場合、結果として保険料アップにつながると思われることなど気にかかる点が幾つかあります。

最大の問題は財源をどう賄うかであり、制度を維持していくには、国か、県か、町、利用者、被保険者のだれかが負担を引き受けなくてはなりません。厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会においては、税負担分を5割から6割にとの議論があるとのことですが、新たに7,000億円の追加財源が必要とのことでもあります。加えて、年金、医療費の伸びが見込まれ

る中、新しい財源のはずの消費税の議論も筋道が立っておりません。

一方、介護サービスを重度の要介護認定者のみに提供するという案や介護保険加入年齢の引き下げを求める案もあると伺います。しかし、関係団体からの根強い反発があるようです。利用者負担を1割から引き上げる案もあるようですが、これも高齢者からの批判は明らかです。

年金、医療費と同等の伸びの可能性を孕んでいるにもかかわらず、介護保険制度における財源確保に関しては、その道筋が見えない状況にあると感じます。

ですが、介護保険制度の実務を行っているのは保険者たる市町村であり、南部町であります。被保険者それぞれの保険料を算定し、徴収し、町全体の費用が膨らめば、12.5%の枠内で支出の責任が発生します。さらに、第5期の見直しにおいては、大幅な保険料の引き上げが行われるであろうという見方が一般的でもあります。

以上を踏まえ、以下について、町当局の所見を伺いたいと思います。

一つ目に、町の負担の増加の見通しをどう推測しておられるのか、また、第1号、第2号被保険者の保険料の負担増への流れの方向性についてどのように把握しておられるのかご説明ください。

二つ目に、対象人口に比例させてその費用を推測するのは間違いなのかも知れませんが、第1号及び第2号被保険者、利用者の負担増加はある程度の上限を設ける必要があると考えますが、町当局の所見をご説明いただきたいと思います。

また、通告外にはなるのですが、以上二つの関連として伺いたいのは、介護保険について何かしらの目的基金を設け、被保険者、利用者の急な負担増に対し、短期的な対策を供する資金とするお考えはないものかどうか伺いたいと思います。

介護保険制度に係る調整交付金の精算ですとか、国庫負担金の概算交付、県負担金の精算交付などの精算、交付までのタイムラグへの対応の資金としても有用であると考えますし、また、年度内での予算不足発生の場合においても必要と考え、提案いたしたいと思いますが、所見がおありでしたら伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、町内における口蹄疫発生時の町の対応体制についてお伺いします。

先ごろ、宮崎県での大規模な発生がまだ記憶に生々しいところであり、終息宣言が出されたのがつい最近のことです。宮崎県での今回の発生がなぜあのような大参事として終息を迎えることになったのでしょうか。どこでも起こり得る災害の一つの形態としてとらえなくてはならないと思います。とかく自然災害や火災に意識が偏りがちな現在の状況を私自身も含めて少しだけ反省し、口蹄疫に限定するのではなく、家畜全般、人への伝染病、水稻、果樹、畑作など、

細菌による新しい災害ととらえ、町として対応を真剣に考える機会とすることは、膨大な努力と犠牲を払いながらもひとまず口蹄疫の災いを終息に導いた宮崎県に対する一つの敬意の姿勢と考え、一般質問として通告いたしました。

まず、町当局においては、口蹄疫発生時の対応の体制として、町と国、町と県、町と発生地域、また発生農家自身との対応をどのように設定しておられるのか、ご詳細をご説明していただきたいと思います。

答弁、よろしく願いいたします。

議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員にお答えを申し上げます。

まず1点目の介護保険制度の今後のあり方についての中でございますけれども、介護保険の膨らむ費用について、まず1点目の町の負担増の見通し予測についてのご質問でございますが、見通し予測をする上で重要となる介護保険の給付の現状と高齢者人口、要介護認定者数等の推移についてまず最初に述べたいと思います。

全国ベースで見ますと、平成12年度発足当初は3.6兆円であった介護費用が、この10年間において7.9兆円へとまさに倍増をしております。団塊の世代と言われる方々が75歳以上高齢者に達するとされる平成37年、西暦2025年になりますけれども、予測としまして19兆円から約23兆円ぐらいに増大する見通しであるということが推計として社会保障国民会議の試算で示されているところでございます。

平成21年度におきましては、青森県全体での介護保険サービス費は前年度比6.5%増の1,122億円、当町においても青森県と同様に前年度比6.5%増の19億5,000万円と、前年度より1億2,000万円ふえている状況であります。

特に当町の場合、全体においては、前年度比6.5%であります。施設介護サービス給付費が前年度比1.6%の伸びに対し、グループホームなどの地域密着型介護サービス費が前年度比12.6%の伸びを示しているのが特徴であります。これは近隣市町村と比べまして、グループホームの整備が図られているわけございまして、定員数が144名と充実しており、利用者が多いことなどによるものでございます。ご存じのように、施設が多いとその分利用者があると。そういう中で、逆に給付費はふえていくという整備がされればされるほど、給付費は増大していくとい

うのも現状でございます。

また、介護保険制度開始時の平成12年度から平成21年度の当町の高齢者人口等の推移でありませんが、総人口では平成12年度は2万3,571名、平成21年度は2万1,100名と、約10年間で2,471名減少しております。これに対し、介護保険の利用が多くなってくる75歳以上高齢者人口は、平成12年度が2,182名、平成21年度は3,450名と、実に1,268名、58.1%増加している現状でございます。人口は減り、高齢者はふえていると。そういう部分も今後の介護保険税にも影響は当然出てくるわけでございます。

次に、第1号被保険者の要介護認定者数の推移でございますが、要支援も含みます。平成12年度が723人、平成21年度が1,053人と、330人、率にして45.6%ふえている現状であります。このような状況から現行の負担割合や給付水準を維持した場合、町の負担、保険料等の負担がさらに上昇することが予想されるわけでございます。

次に、2点目の現役世代、利用者の負担増の予測と現役世代の負担増の上限設定についてのご質問でございますが、先ほど申し述べましたとおり、40歳から60歳の現役世代についても高齢化の進展と介護給付費の増加により、現行の負担割合の場合は負担増が予想されるわけでございます。

また、40歳から64歳までの方、第2号被保険者の介護保険料は加入する医療保険に介護分として一括計上され、保険料は市町村ごとではなく、全国の費用をもとに計算されております。全国の第2号被保険者の保険料は社会診療報酬支払基金にプールをされ、そこから給付費の30%が支払基金交付金として交付されております。支払基金交付金については介護保険制度開始時では、給付費の32%でしたが、第4期の平成21年度から平成23年度までについては30%に改正されてきてございます。いわゆる32%から30%に交付金が減ってきているということになるわけでございます。

また、それに伴い、65歳以上の方の第1号被保険者の保険料は、介護保険制度開始時給付費の18%でしたが、第4期では20%と給付費の増加に伴い負担割合がふえるなど、介護保険法の改正が行われてきてございます。ここで申し上げたいのは、交付金は減って、保険料は逆にふえてきているという状況でございます。

平成12年度に介護保険制度が創設されてから、10年たちました。ご存じのとおり、1期3年をサイクルとして運営されております。現在、4期目の2年目でありまして、来年度は第5期、これは平成24年度から平成26年度の事業計画策定に着手することになります。

持続可能な介護保険制度を構築するための財政や負担のあり方、第5期計画の指針、制度改正

などなど、国では社会保障審議会介護保険部会が開催され、議論されているところであります。例年、計画策定時の12月に国から指針等が示されることから、これらを踏まえて町の高齢者人口の推計や被保険者数、要介護認定者数を推計し、次期保険料も試算することになります。

また、現役世代の負担増の上限設定であります。それぞれの保険法によって定められてございます。ちなみに国民健康保険であれば、介護納付金賦課額は10万円を超えることができないものであることと定めてございます。町独自で現役世代利用者の方の上限を設定することはできませんが、給付費の上昇を抑制するためにも、また利用者の負担を軽減するためにも、要介護状態にならないよう、町地域包括支援センターを中心として、予防対策など効果的な施策実施に向けて取り組むとともに、保健・医療・介護・福祉、相互に連携をしながら、高齢者の生活をトータルに支援できるよう包括ケアシステムの構築に努めてまいりたいと思っております。総体的に申し上げれば、今後当町に限らず、国内において介護給付費は当然上がっていくだろうと。それをどうするかということになれば、大きく分ければ二つの考えだと思っております。

一つは、健康を保つ。そして、これは国保とも同じことが言えるわけですが、介護状態にできるだけならない。そういう健康事業をしっかりと取り組んでいって、介護費を抑制していくということ。それと同時に、どうしても介護の世話になる方々が今後も推測としてふえていく、そうなる保険料が当然アップ、町の支出も当然アップするわけですが、そうなったときに保険料の率のアップも考えなければ、介護保険のサービスの安定した維持もできなくなる。これを両方取り組んでいかなければ、当然今後将来、国にとっても、町にとっても、財政負担の大きなシェアを占めてくるだろうと、このように思っております。

また、短期的救済のお話がありましたが、今ここでそういうお考えをお聞きしましたので、議場で私が言うとなると、大変重い答弁になるわけですが、まず検討はさせていただきたいと、こう思います。また、もし今後一般質問等々でそういう部分も具体的に一般質問が提出された際に示していただければ、それまでに我々もできるだけ答弁内容というのを整理して、答弁していきたいと思っておりますが、今後そういう部分も勉強してまいりたいと、こう思っております。

2点目の口蹄疫発生時の対応についてでございますけれども、まず、口蹄疫発生時の町と国、県、発生地域への対応ですが、8月10日に青森県三八地域県民局による、第2回三八地域口蹄疫防疫対策会議が開催されてございます。宮崎県での口蹄疫発生を受けて改定した青森県口蹄疫対策マニュアルの説明があったところでございます。この対策マニュアルは、口蹄疫が県内に侵入することを防止し、発生予防をするとともに、万が一、本県で発生した場合、感染拡大を防止し、

社会的・経済的被害を最小限に食いとめるために必要な対策を迅速かつ的確に実施可能とするため「青森県危機管理指針」に基づき、青森県の体制を定めているものであります。

また、防疫措置については、家畜伝染予防法、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、口蹄疫防疫措置実施マニュアル及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項、青森県家畜伝染病まん延防止規則の定めと、本マニュアルに基づき実施するものであります。

青森県口蹄疫対策マニュアルは、発生段階別の対応について、人員動員計画、段階に応じた消毒方法など、口蹄疫対策本部・組織図や緊急連絡体制が示されております。

万が一、当町で口蹄疫が発生した場合は、青森県口蹄疫対策マニュアルに基づき、南部町口蹄疫対策本部を速やかに設置しなければなりません。また、青森県知事を本部長とした青森県口蹄疫対策本部及び三八地域県民局長を本部長とした現地対策本部もあわせて設置されることとなります。

市町村対策本部は、現地対策本部と連携して、防疫措置を行うこととなります。主たる業務は防疫措置の実施、住民への広報、住民説明会、発生農場の支援、国へ支援策等の要望となります。

今後、万が一、県内で口蹄疫が発生した場合に備え、三八地域の現地対策本部の準備組織として「三八地域口蹄疫情報連絡会議」が9月1日に入りましたので、今月に設置され、模擬訓練等を行う予定と伺っております。

町としましても、口蹄疫は重大な問題と位置づけ、県の関係機関から情報、指導をいただきながら対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。先ほども申し上げましたが、万が一、発生した場合、知事体制の本部、また県民局長体制の本部、また市町村の本部、こういう発生市町村、それから地域、また県全体と、そういう中での本部を設置しながら、食いとめて、防止をしていくということになると思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、再質問等々、詳細等々の部分があれば、それぞれまた担当課長の方から説明、答弁をしてまいりたいと、こう思っております。

議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。川守田君。

13番（川守田稔君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

今の一般質問で、あえて町のデータがどうだろうということはあえて使わずに、全国平均的なところであえてちょっと質問文をつくってみたんですよ。全国の平均の動きがどうなのか、町の

動きがどうなのか、必ずしもシンクロしない部分があったりした場合に、ちょっとやっかいなまとまりのつかないことになるのかなと思って、あえて全国平均という数値だけで質問いたしましたが、私は先ほどの質問で、平成37年度には今の保険料の5.2倍だとか、6.67倍ですとかという数値をあえて出したんですけれど、実は19億円も24億円もかからなくて、13億円ぐらいで済むだろうなというそういうデータも見つけたりもしたんですが、いろいろなデータをアットランダムにかじっていて感じたのは、どれが一体スタンダードになる数値なのかというのがよくわからなくなってしまうようなところがあるんですよ。ただ、私の質問にすべてちゃんと答えるようなどこかに統計のその資料というのがもしかしたらあるのかも知れないんですけれど、多分どこかにあるんだろうと思うんですけれども、残念ながら私にはめぐり合いませんでした。

ただ、本当に5倍だとか、6倍、7倍にコストがはね上がるのかということ、一概にいろいろな要素があると思うので、それを真に受けたような考え方は私もしていないんですけれども、ただ、最悪の状況を設定してというそのスタンスは必要なのかなと思って、あえてこういった数値を示させてもらいました。

ただ、町が例えば5年後に幾らぐらいになるんだろうとか、そのぐらいの試算はあるのかなと思っていたんですけれども、多分ないんですよ。なくても、どうこうという責める気はないんですけれども、それほど介護保険制度というのは焦点が定まらなくていろいろなところに焦点があって、その焦点に関して、いろいろな要素が絡みついているという状況なようだなという雰囲気は私もわかったんですよ。ただ、じゃあしからは、最終的に行政的な目で見ると、被保険者、町民側の方の目から見ると、やはり町民側の方の視線というのをどう解決していくかというのが行政の使命であるならば、一体全体これから介護保険ですとか、医療費ですとか、年金というのにも似たような運命を持っているような気もするんですけれども、一体全体これからどうなるのよという、その道筋の入口さえもよくわからない状態じゃないのかなという印象が答弁を聞いて思ったんですね。ですから、なるべくは数値って、近い将来、あんまり15年先とかといっても余りよくわからないところがあるものですから、例えば3年後、5年後、それぐらいの数値というのをちゃんと明確にして、それに対する近未来的な対策をこまめに打っていく必要があるのではないかなというのが私の感想でした。町当局がどう思われているか所見があったらお答えください。

それともう一つ、あれっと思ったのは、例えば現在の施設利用者というのは、要介護度3以下の方が大体4割を占めているというデータがありました。軽度の方は約3割がまだサービスを受けていないという現状があるとのことでした。それで、重度の方になりますと、入院するという

ことでもってサービスを利用しないというのが大半であるという現状があるという情報がありました。また、認知症ケアというのがこれからまだまだ未開拓の介護サービスの分野であって、民間の介護産業の方々はそういったところを充実させてくるのではないのかなと。また、要介護度3以下の人39%しか施設を利用していないということは、そうじゃない方に対して営業をかけるといったら語弊がありますが、そういった人たちをマーケットとして考えてくるようになるでしょう。軽度の約3割がまだサービスを使っていないというのも市場として魅力ある市場なんじゃないのかなと。

そういったところに手がついてくると、今の状況よりもある加速度がついて、利用者ですとか、それに伴う利用料というのがふえてくるんだと思うんですね。そういう要素をまだまだいろいろあるんですけども、そういったことを全部ひっくるめると、これからどういうふうな膨らみ方をしていくのかというのが非常に怖いという、ただただ怖いという印象です。ある意味、私たちが意識しないんですけども、将来大変な負担になるような隠れ借金じゃないのかなという、言葉は悪いんですけども、そういった感じがしたものですから、今申した未利用の部分についても把握していることがあったら何かご説明ください。

それから、口蹄疫のことなんですけど、どこの県でも、どこの自治体でもそれなりに口蹄疫に関して計画をつくっているなという印象がありました。鳥インフルエンザのとき以上の何かスピードで整備が進んだなという感じはするんですよ。口蹄疫に限らず、鳥インフルエンザが基本的には同じ対応なのかなと思うんですけど、確かに国があって、厚生省ですか、財務省とかがあって、その下に県があって、その下に市町村があってという、そういう縦のつながりというのはわかるんですけども、果たしてじゃあ事業計画をつくりました。文章でつくりました。それだけでそのときの対応ができるのかなという疑問に思うところがあってわざわざ質問したわけですが、県ですとか、そういったところの訓練があって、参加する姿勢だとか、説明会への参加ということをしているというところでちょっと安心したところがあります。

実は私らも仕事の関係上、口蹄疫に関してはまだお呼びがかかっていないんですけど、鳥インフルエンザの場合は、やっぱり動員がかかることになっているんですよ。私らは本当は行きたくないんですけども、これも社会的な責任の一つかなと思って防災訓練ですとか、机上演習だとか、すぐに臨める体制のために防護服ですとか、マスクですとか、消毒液だとかって、それ用にそろえてあるんですね。そういう関係で、ただただ計画があっただけじゃ実際の動き方がわからないだろうと。指示系統がこういうふうになっていますからというふうな決まりにはなっているけども、実際にじゃあ現場でどう動くかということになると、もっと自由なといったら語弊があるんです

けれども、柔軟な対応が求められると思うんですね。規則一辺倒でやっている、ちょっと大変なことになるのかなという個人的には思うようなところもあるものですから、ぜひそういう現場、机上演習でも、模擬訓練でもそういったのは積極的に参加して、そういう防疫というのはどういう体制なのかという、そのイメージを具体的なイメージを職員の方々に持ってもらいたいと思って質問した目的が一つでした。

それからちょっと一つ確認しておきたいなと思ったのは、口蹄疫に関して、発生した、大変だという騒ぎになってからはいいかと思うんですが、例えばこれはもしかしたら口蹄疫なのかどうか、何なんだろうなという、その発生からその通報までというのは、町というのはどうかかわりを持つことになるのかご説明していただきたいと思います。

議長（小笠原義弘君） 町長。

町長（工藤祐直君） まず、私の方から総体的な部分を申し上げて、それぞれまた担当課長の方から答弁させたいと思います。

介護保険でございますけれども、先ほども申し上げました保険料がまず増大していく場合、なぜ上がるのかと。ここをしっかりと住民の方々にもさらにまた周知をしなければならないと思っております。それぞれの方々がまず健康で、介護にさえならないという状況が、逆に健康な状況の方々が多ければ多いほど介護保険というのが下がるというのは大変厳しい現状でございますけれども、増大していく部分を抑制できる。ですから、町民の方々もそれぞれ自分のまず健康づくりに頑張ってください。そのことがまた介護保険を含め、国保、医療を含め、財源を抑制していくということが出来るわけでございますので、こういう部分を町民の方々もご理解はされていると思っておりますけれども、なかなかそういう事業に関係する町民の方々には詳しく知っておりますが、中にはそういう事業、広報等で知らせますが、よく町民の方々と話して、「広報にも詳しく載っていますから」と、いろいろなところで話をするときがあるんですが、一番つらいのが「見ていない」と言われることも大変多くて、情報を提供しても見ていないとなると、それでも我々もしっかりと何回もやはり周知することが大事だと思っております。そういう部分をしっかり周知しながら、恐らく今後の保険料の見通しでございますが、まだ担当課の方も5期に向けては、国からまだ示されておりませんので、今後国からもいろいろな指示が示されてきた場合、当然5期の保険料、これを検討していくわけでございますので、保険料を決めていく上には、介護保険がどのくらいかかっているのか、将来の高齢者人口、どういう推移になるのか、しっかり

出して、保険料をこれは定めていかなければならないわけでございますので、今後、5期目の準備に向かって、担当課の方でも、また数値の整理ができてくるものと思っておりますので、そのときはまたしっかりと提示してまいりたいと、こう思っております。

それと、口蹄疫でございますが、川守田議員おっしゃるとおり、私もまずこの訓練して、体で覚えるというのが一番大事だと思っております。町の防災訓練もしかりでございます。マニュアルをすべて見なければ動けないというのではなくて、マニュアルというのを常に全部を頭の中に入れるというのは無理ですけれども、しっかりとした基本動作、これは頭に入れておいて、そして行動できる。そのためにはやはり体で覚える訓練というのが非常に大事なことだと思っております。県の方もそういう意味で、今月恐らく訓練の予定だと思っておりますので、当然町も担当職員等を出しながら、万が一に備えてまいりたいと、こう思っております。その部分は担当課長からまた答弁をしたいと思います。

議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 川守田議員に答弁します。

平成37年度の保険料等への基準額等で国等と統計示すものは何もないのかというご質問ですが、これらに関しては全くございません。と申しますのは、介護保険制度そのものは、3年を1期とし、今回平成23年には、24年からスタートする計画の策定に入るわけですが、その際に示された数値が唯一の数値と、基準額になる数値ということになります。

今現在、南部町の基準額は、月額4,900円が基準額になっておりますが、これらは県内においても標準的な中間よりやや安いという形であります。

また、介護保険サービス費の上昇についても、青森県全体で6.5%の増、これは町長もお話ししましたが、当町においてもほとんど同じ6.5%の増というところで、今現在、4期の2年目に入っておりますが、平成21年度を経過した時点では、計画通りの推移であると思っておりました。5年後の数値はないのかというご質問もございました。これに関しましては、町長もお話ししましたが、国等から示される数値がないので表には出さないと。職員の担当のレベルでは、あらゆる推計は立てております。ただ、その数値は公表しがたいということでご了承いただければと思っております。

また、介護保険料の将来的な見通しということにつきましては、町長の答弁にもございましたとおり、1期ごとの3年ごとの計画及びその実施の実績額等を町民に周知し、介護予防に努め

る。これが最善の策かなと思っておりました。

それから、施設入所に関して、要介護度4から5が多いのではないかというご質問ですが、全くそのとおりで、施設入所に関しましては、4以上がほとんどの入所順位になりますので、それらによると。施設の入所の方は、介護サービス費等は一定化しておりました。この部分では今回の決算特別委員会の特別会計の実績ベースでのご説明もごさいますが、施設の方は一定額であると。

質問の中に要支援の部分にかかわったご質問がございました。こちらの方は要支援というのは、要介護、ADLという行動等の機能がまだそれほど劣っていない、自分で何とかできるという言い方になるとわかりやすいのですが、その要支援の1、2の段階の方がございます。これらの方々は通所サービス、デイサービスというようなものですが、それから通所リハビリ、それからヘルパーサービス等を在宅で受ける方々が多くございます。こちらの方は大変サービス料が伸びております。施設の方が満杯になったというような言い方にもなるかと思いますが、地域密着型サービスのサービス料が倍近く伸びておるとい現実がござい。ここに事業所の方が2名おるので、なかなかご理解して、細かい話はあれですが、とにかく地域密着型サービスの方が伸長している。

その中で、認知症にかかわる部分の入所者数、それから、それに対する予防、頭の元気体操とか、いろいろやっておりますが、認知症の発症というよりも相談の件数が多くなっている。以前から認知症はあったとは思いますが、認知症という病気であるという認識をされたのが近年でござい。これらが医師の診断による認知症というのがかなり伸びてきているということで、これらの対応を今後考えていかなければならないと思っておりました。ただし、町長の答弁にもありましたが、当町はグループホームなど、認知症の方々に対応する地域密着型のグループホーム等の整備が県内でも充実している方であり。今のところ、利用者が多くなってもまだ対応できる範囲かなということでござい。

国では、5期を終えた時点で大幅な介護制度の改正が行われるのかなというように私たちも考えております。5期15年を経過した時点で制度改正が大きく変わるのかなと思っております。今現在の制度が国、県等の交付率そのままの場合の数値は担当レベルでということでご理解いただければと思っております。

ちなみに、借金しなければならない状況というようなお話しもございました。介護保険計画の金額という部分ですが、サービス料の見込み等を誤りますと3年1期分の中で借金しなければならないということござい。現実、合併以前の平成13年から15年の不足分は借金していると

いう形で、今現在も財政安定化基金への償還を続けているという部分でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（小笠原義弘君） 農林課長。

農林課長（中村一雄君） 川守田議員に答弁いたします。

口蹄疫がもし畜産の農家から家畜に異常があるという連絡が入れば、獣医師さんがまずもって駆けつけて、判断することになりますけれども、その際に、獣医師さんが八戸の家畜衛生保健所の方に連絡いたします。そしてそれからウイルス感染なものですから、よだれとか、いろいろ症状が出てくれば、それを検体としてとりまして、国立の東京都の小平市にありますけれども、独立行政法人農業食品産業技術総合研究所研究機構動物衛生研究所の方へ検体を持っていきます。その間、ウイルス学的検査と血清学検査の両方を検査いたしまして、口蹄疫となるものを判定するわけですが、その間、獣医さんからやっぱり疑似家畜として疑われた家畜が出たら、三八地域県民局の方に問い合わせをして、それからまた青森県の知事を本部長とする青森県口蹄疫対策本部の方へ連絡が入って、本格的に本部が動くという形になります。もちろん町としても防疫の本部を設けることになります。

今月9月末で予定の日にははっきりしないんですけれども、三八地域口蹄疫情報連絡会議が設置されて、模擬訓練ですね。実際に模擬演習を行うことになっております。

以上で簡単ですが、答弁とさせていただきます。

議長（小笠原義弘君） 川守田君。

13番（川守田稔君） 丁寧ありがとうございました。

答弁を聞いていて思ったんですけれども、介護保険がどこに行くかは私もわかりませんし、多分皆さんもわかりませんよということなのかなと。ですけれども、町内でもって約20億円前後の予算措置がされて、そういった実際にそのお金が動いているわけですから、これは考えようによっては、立派な産業に育てれば、それはそれで何かしらの別な道が開けるのかなという思いもしたりしまして、感想として述べさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

議長（小笠原義弘君） 一般質問を続けます。

4番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（4番 根市勲君 登壇）

4番（根市勲君） 毎日の猛暑続きで、きょうも温度が上がって、非常に暑い日となっております。手短く終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私は今回、定例議会において、大きく2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問として、耕作放棄地の解消に向けた取り組みについて取り上げました。今さら、私が議題に取り上げるまでもなく、少子高齢化が進んできたからでしょうか、我が町南部町だけでなく、三八地域、全国的にも農地が活用されずに放棄される事例が増加しております。同時に、これからはどの集落でも高齢化によって、居住をあきらめて、施設へ入居したり、子供のところに同居のために転居して、空き家になって無残な姿をさらす建物が目立つようになり、残念に思えてなりません。どんな農地でも過去には田んぼでも畑でも開拓して、切り開いた先人の汗と努力があって、現在の私たちの郷土があると思います。

町では、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保や農地の効率的な利用の促進の観点から、耕作放棄地解消にどのように取り組むのか、また、結果には必ず原因があると思います。この問題の背景にあると考えられる課題を、町ではどう考えているのでしょうか。

また、農業委員会等では、この件についてどのような認識を持っているのでしょうか。

以上の問題の意識のもとに、以下2点について答弁をお願いしたいと思います。

町の担当部局では、1点目として現状をどのように把握しているのか、全体的な調査や農地利用の意向調査はなされているのか。

2点目として、耕作放棄地解消に向けて、町が取り組もうとした場合に参考となるような先進的な事例や地域があれば示していただきたいと思います。

次に、大きな2点目として、災害時の消防・防災会等の活動の強化策についてお尋ねしたいと思います。

最近、地球温暖化の影響で、自然災害の大規模化が目立つようになりました。これに対応して、町では消防団員・防災会の組織の強化と団員・会員のスキル（力量・技能）の向上が必要になると思います。町ではこれに関して具体的に企画・計画がなされているのでしょうか。

大規模な自然災害が発生した場合に、災害救助・住民の保護・支援のために、今後必要な資格・訓練・経験はどのようなものが考えられるのでしょうか。

また、その場合に、民間企業の重機や機材の活用や協力も必要になるとと思いますが、町では具体的な対応策をどのように考えているのか、答弁をお願いすると同時に、大規模な自然災害が我が町南部町に発生しないことを祈念して私の質問を終わります。

町長初め担当者の安心・安全なまちづくりに対する誠意ある答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、誠意ある答弁をしてみたいと思います。

まず、1点目の耕作放棄地の解消に向けた取り組みでございますが、現状についてどのように把握しているか。また、全体調査と農地利用の意向調査はされているかについてのご質問でございますが、昨年、12月15日に施行されました改正農地法は食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について転用、規制の厳格化等により、その確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設等により、その有効利用を促進することとしてございます。

まず、遊休農地を有効活用する具体的な対策でございますけれども、農業委員会が毎年1回農地の利用状況を調査してございます。また、1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地及び周辺の農地と比べ、低利用となっている農地に対する適正利用の指導。次に、指導に従わない場合は遊休農地であることを通知し、農地の所有者から具体的な利用を示した計画書の提出を求めるようになってございます。また、計画書が不適切な場合には、貸借等の必要な措置の勧告も行うと。以上が主なる内容となっております。

当町では、平成18年、19年の2カ年により、農地の全体調査を実施いたしました。その結果、筆数で1,983件、面積にして357ヘクタールの遊休農地が存在していることがわかりました。これはおよそ2,700ヘクタール、全体とした場合に13.2%という率になります。非常に多い率と認識してございます。このことから、平成20年11月26日、27日には、南部分庁舎で、そしてまた11月1日、2日には名川分庁舎、さらに11月3日、4日には福地公民館で農地利活用相談会を実施したところ、合わせて312名に会場いただき、意向調査を行うことができました。

現在、この意向調査に基づきまして、312名から申し出のあった遊休農地について、先日8月30日から現地調査を実施しており、現地調査を踏まえて、農地の所有者に対し必要な指導等の措置を行うことにしてございます。

また、今年度も農地利活用相談会を開催し、農地の貸借等による利用の促進、遊休農地の意向調査を行なってまいりたいと考えてございます。遊休農地がふえてきている原因、これはまさしく離農者、なかなか後継者が育たないということになるわけでございます。当然、農業の所得安定というのがやっぱり原因になってくるわけだと思っております。そしてまた、専業農家に限らず、兼業農家でも農業を継いでいただければ大変ありがたいわけですが、なかなか企業の方の雇用状況も芳しくない、そういう面からすると、地元から離れて仕事をすると。これは決してサラリーマンの方々だけではない、やはり農業自体にもそういう影響というのが出てきている現状だと思っております。町では、そういう部分を含めまして、1人でも、2人でも何とか農業従事者を確保していきたいということで、合併後新規就農、また当町からの農業参入者の方々に、町独自の支援を行っているわけございまして、毎年七、八名ほどの事業補助、助成金を活用して、若い方も数名入っておりますけれども、まだまだ少ないなと思っております。

ただ、町も最大限、そういう農業振興について力を入れていかなければならないと、そういう思いで、独自単独事業として取り組んでおります。今後もそういう部分はしっかりと支援をしながら、1人でも2人でも農業者の確保、これを図ると同時に、また、遊休農地の利活用、担い手農業者、認定農業者の方々への誘致、あっせん等、そういうのも強化しながら、遊休農地を減らしていくというふうに努めてまいりたいと、こう思っております。

次に、参考となる先進地事例等がないかということでございますが、担当課の方がちょっとホームページ等々でも調べてみました。平成21年度第2回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業において、福島県南会津町の建設業者を母体に有限会社を設立し、耕作放棄地でのソバ栽培等を核とした地域振興に取り組む会社が、農林水産大臣賞を受賞してございます。その審査委員の所見でございますが、県・町・地元農業者・参入企業が一体となった耕作放棄地の解消と、それに

とどまらないソバ・アスパラガスの加工製品の開発及び販売、さらには直売所とそば屋の開設など、まちおこしにもつながりつつある取り組みが高く評価をされたという所見でございます。当町にもそばの里げやぐ等があり、まさしく同じような事業を行っている。自分たちでソバを栽培し、そのソバを加工して、販売をします。そういうことも行っているわけですが、最近、結構多くなっているのは、企業の方々が、特に建設関係の方々が農業参入と申しますか、ふえてきていると。農業者から見た場合、私と違う考えもあるかも知れませんが、我々がしっかりと農地を守っていく、こういうことを考えれば、そういう参入というのもまた私にはいいのではないかなと思ってございます。いろいろ他の事例等を見ますと、市町村単位でいきますと、農業委員会で実施している事業がそれぞれ表彰を受けてございます。平成21年度にしても、20年度の資料をちょっと見てみましても、それぞれ全国の農業委員会、そういう団体が表彰されておまして、こういう事例を取り組んでいる、また表彰されている、そういうところをぜひ農業委員の皆さんも、議員の皆さんの中にも農業委員として活躍している議員さんもおられるわけがございまして、今年度は行き先はもう決定したようでございますが、私どもも農業委員会の方がそういう事例を提出しながら、こういうところも農業委員としてまた研修することもいいことではないかなと、こう思っておりますので、農業委員会の方からまた農業委員の方々にもしっかりといろいろな情報を提供していくように努めてまいりたいと、こう思います。

次に、大きな項目の災害時消防・防災会等の活動強化策についてでございます。

議員ご指摘のとおり、災害の様相が大変変化してきている中、災害から生命財産を守るためには、行政による「公助」はもちろんでございますが、「自分の身は自分で守る」という意識のもと、住民一人一人が身近な防災対策を行う「自助」に加え、隣近所、町内会、自主防災会などの「共助」というお互いを助け合う防災対応が不可欠となってきております。

この中で町消防団においては、町の行政の災害対応組織としては最大の人員と能力を有しており、日々訓練を重ね災害に対し、即時の対応に当たっております。現在、町消防団は「福地」「名川」「南部」の3地区の消防団からなる連合消防団となっておりますが、合併協議会のときに、消防団の統一化、5年以内に行うという計画でございました。今年度がまさに最終年度5年目に入りまして、来年4月からは、地区ごとの消防団を統合し、南部町消防団として再編することとしております。このことによりこれまでよりもさらに効率的かつ迅速的に災害に対する対応が向上するものと思っております。現在、消防団幹部の方々が最終的な打ち合わせをしているところでございます。

また、消防団退団者を災害支援団員として再任用する制度を新たに取り入れ、ベテラン団員及

び幹部団員の退団による対応能力の低下や、サラリーマン団員の増加による平日、日中時の出勤人員の確保を図っているところであります。今後は、新入団員の入団促進、とりわけ女性団員の増強も行い、広報活動、予防活動の一層の推進を図るとともに、青森県消防学校、国の消防大学の専門研修への派遣を積極的に実施しながら、町消防団の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

また、自主防災会においては、阪神・淡路大震災等過去の災害にも見られるような災害から身を守る上で、消防機関と相まって、地域住民が自主的に初期消火、避難誘導、救出救護活動、給食給水活動を行うための組織が不可欠であることから、全国的に組織率が高まってきているところでございます。

当町では、現在14団体2,016世帯で組織され、地域の防災活動を担っているところであります。町ではこれまでも防災会に対し、防災用具等の整備を図るとともに、毎年度行われます町防災訓練に積極的に参加していただいているところであります。このほか各防災会では、独自に初期消火訓練や、火災予防教室、救急蘇生の講習会などを実施しているところであり、町といたしましても今後とも関係機関と協力し合いながら防災会の活動レベル向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害救助、住民の保護支援のために今後必要な資格、訓練、経験はどのようなものがあるかというご質問でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました防災会の活動である初期消火や避難誘導、救出救護など防災会として組織的に対応できるよう訓練が必要であると思っております。資格としましては、やはり救命講習受講者や応急手当普及員などをふやしていき、人命にかかわる救命ができる人材を確保していくことが重要であると考えております。これにつきましては、防災会、消防団員のみならず、多くの住民の方々にぜひ心肺蘇生法、あるいはAEDの使用法や止血法などの救命講習会に参加してもらいたいと思っております。

このほか、災害時において避難しなければならない事態において、支援が必要な方々に対して、地域の皆さん、関係機関の相互の協力が不可欠となっております。体の不自由な方、また、高齢のため1人で避難できない方などに対して、避難をしていく体制の確立を目指しております。今後は避難に対して、これらの支援をされる側と支援する側との理解を深めながら、具体的な災害を想定した、より実践的な避難訓練を各町内会、防災会とともに実践していくことが必要であると考えてございます。

「私たちの地域には消防団がある」また「町内会がまとまっているから、今さら自主防災会などを組織しなくても大丈夫だ」という考えの町内会もあるかも知れませんが、議員ご指摘のとおり

り、いろいろなものが大きく変化している状況にあります。これまでどおり対応できるか、いま一度検討しながら、「隣は何をする人ぞ」という南部町ではないと思ってございます。改めて全町内に自主防災会の組織化をお願いし、災害に対して町全体としてともに助け合う「共助」の体制を確立してまいりたいと、こう思ってございます。災害、火災、そういう部分、特に火災につきましては、初期消火というのが非常に大事な部分を占めていると、消防団の方々からも伺ってございます。火の気が大きくなれば、また専門の消防職員、消防団員等が率先して消火に当たるわけですが、そういう事前に活動できるそういう部分については町内会の皆様、また自主防災会の皆様にもお願いをし、やはり先ほども川守田議員からも質問がありました体で覚えるということは、瞬時に対応できるわけございまして、そういう部分で今後、町内会さんに自主防災会を、また設置していないところは設置していただくように努めていきたいと思っております。今月だったと思いますが、私の記憶では、六ヶ所村の町内会さんだったと思っております。南部町の町内会、自主防災組織について研修をさせていただきたいという文書が来たのを今ちょっと思い出しておりますが、そういう部分では、比較的自主防災組織がふえてきていると思っております。ただ、まだまだ自主防災組織に至っていない地域もございますので、町内会さん、また、行政連絡会議等々においてもお願いをしながら、町も安心できる体制をしっかりと整えていくのは当然でございますが、共助という中で、地域の住民パワー、そういうのもお借りをしながら、安心できる体制をしっかりとつくってまいりたいと、こう思ってございますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。根市君。

4番（根市勲君） 町長の力強い答弁を本当にありがとうございました。

この放棄地ばかりじゃなくて、この南部町の農業、商業、工業って現に地域から消えていくのがたくさんあります。それを町で支えてもらいたいというのが一つでございました。

次に、災害の方ですけれども、消防団員の方がここに2名ほどみえておりますけれども、地球温暖化によって今考えられない災害が起きていると。そうすれば、分団の団員の方々に重機や船の免許を取得させた方がいいんじゃないかという声も聞いたものですから、その辺を町によろしくお願いしておきたいと思っております。

そして、我が町南部町に若者が住みやすく、働ける場所をお願いして、私の質問を終わります。

議長（小笠原義弘君） 以上で根市勲君の質問を終わります。

14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（14番 工藤久夫君 登壇）

14番（工藤久夫君） 私は今回の定例議会において、通告に基づいて大きく3点の質問をさせていただきます。

1点目として職員採用と行財政改革の観点から南部町では職員採用において、1次試験、2次試験などを行って最終的に合格、不合格を決定していると思いますが、点数ではかれる能力もあれば、人柄とか、人間性とか、生まれつき持っている性格、向上心、社会人としての順応性など、点数としてわかりにくい部分もあると思います。どのような観点を重視して、採用の合格、不合格を決めているのか。また、公務員として全体の奉仕者にふさわしい職務遂行能力と適応性、町民の信頼にこたえることができる資質はどのように見きわめているのか、人物評価はどのような点に力点を置いているのか説明願いたいと思います。

また、望まれる職員像として、南部町の職員としてどれだけの使命感、情熱、思いを持っているのかが大きな「ポイント」になると思いますが、「望まれる職員像」をどのように考えているのでしょうか。

私がなぜこのような質問をするかということ、南部町が合併してもう間もなく4年半近くなるわけですけれども、何人かの職員が途中で退職していると。あの人はもったいなかったとか、この人は大してもったいなかったとか、いろいろあるわけですけれども、途中でやめるという原因として、いろいろ考えられるわけですけれども、役場という組織が、上下関係、あるいは横の左右の関係の機能がうまく働いていればひょっとしたら防げたかもわからないという点や、例えば同じ仕事をするにしても、きょうはこの仕事を町民のためにさせていただくという気持ちで取り組む場合と「やれやれ、これをしなければならぬのか」という、嫌々行うような心構えの場合の取り組みとは、明らかな周りから見ていると、本人にしても差が生じていると思います。何事も「まごころ」を込めて行うか、「不平不満を抱きながらしぶしぶ」行うかによって、人生の味わいはまるで違ってくると思います。

職員として採用されて、時間がたてば当然本人の仕事の能力と同時に、昇進して、上司や部下とのコミュニケーションの能力、協調性なども問われてくると思います。大半の町民は、役場で働いている職員でも、町民でも、意識の中には「よほど悪いことをしない限りは公務員だから首にはならない。自分はやめさせられない」という意識に「甘え」と「自分らは特別」というよ

うな誤った意識が心のどこかにあるとすれば、かわいそうなのは町民であり、税金を払っている納税者だと思います。

たしか平成14年ぐらいだったと思いますが、公務員の「分限処分」の規則が変わって、公務員だからといってその立場にいつまでも安住できる、そういう現行の法制上は縛りはなくなったと私は思っております。

私は役場で働いている職員の皆さんに、毎日自分に問いかけてほしいことは、万が一職員をやめた場合に、どんな仕事について、自分は幾らのお金が稼げるだろうかと、この仕事を一生懸命努力しようと、そして町民のために感謝の気持ちを持って働こうという意識を持ってほしいことです。

南部町の職員は常に「町民が豊かになるために自分は働いている」ということを自覚してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、平成17年3月29日に、総務省から出された「地方公共団体における行財政改革の推進のための指針」が出されました。町ではこれについての成果と課題についてどのように評価しているのでしょうか。だれでも「自己採点」をした場合は、自分には甘い採点をするものだと私は思います。いま一度、なぜこの指針が出されたのかを考えて、中身を検証する必要があると思いますが、町では指針以上に前向きに取り組む予定はないのか、お答え願います。

次に、現在働いている職員の人材育成と資質の向上、スキルアップについて、今までの成果と課題について町ではどのように考えているのかお答え願います。

次に、大きな2点目として、旧福地村では成人式をお盆の時期に長い間行ってきました。ことしの県内の自治体を見ても、40の市町村の中で比較的小規模なたしか19の自治体がお盆に行っているようであります。私のもとへは、「成人式を夏に行った方がいいと、費用がかからなくていいから、再検討してほしいという声」が何人かから寄せられております。不況の中、出たくても財布の都合で出られない対象者がいるということも町では考える必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

最後に、町で主催する行事の記念品について、極力町内の製品の活用を考えてほしいという点と、授産施設や授産品の普及活用について、町ではどのようにお考えでしょうか。

以上、大きく3点の質問をさせていただいて、私の質問を終わります。答弁をよろしく願います。

議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

町長(工藤祐直君) それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、最初の職員採用の観点と望まれる職員像についてのご質問でございますけれども、当町においては、職員採用時には、1次試験と2次試験を実施してございます。1次試験においては、試験科目として「教養」のほか、職種により「専門科目」または「事務適性」の2科目の筆記試験を行っており、1次試験においては、そういう試験結果をもとに1次合格通知を出しているところでございます。また、専門職、医療系等々、公募をしてなかなか応募がない場合も、医療関係等々ございます。専門資格の場合でございます。そういう場合においては、作文、面接ということもあり得ます。議員からご指摘もありました途中で公務員をやめている人もいるということで、採用時に私どもまずは、1次試験、かなり倍率の高い応募者があるわけでございますが、1次については、しっかりと第1線を設けていかなければ、これはやはりまずいだろうと。透明性をしっかりと図るという観点で選考してございます。

それから2次試験、「作文」と「面接」になるわけございまして、ここにおいて特に面接時それぞれの考え方、性格、そういう部分を十分我々も見きわめなければならない大事な2次試験なわけございまして、そういう部分において、本人の「やる気」また「行動力」「性格」などを見ながら面接をしてございます。

まず、望まれる職員像でございますが、私はとにかく公務員内々、出るくぎは打たれる。そういう昔の公務員の形というのがよくありました。私も16年職員をしていたときがあるわけでございますが、とにかく前例で進める傾向があります。そういう中で、前例や答えのない問題をいかに解決できるかどうか、そしてまた、積極的に取り組む姿勢、そういう、いわゆるやる気、行動がしっかりと伴っているか、そういう部分が私は出せる職員が望まれる職員と今は考えてございます。「地方分権の時代」と言われてから久しくなりますが、町としての果たす役割はさらに大きくなってございます。ますます重要なものとなってきております。これまでの国や県からの主導による基準的な行政から、前例のない新しい政策や事業を企画立案し、それを迅速に実行していくことが職員に求められるわけでございます。

そういう中で、議員もおっしゃってありました公務員はやめさせることができないと。まさに、一つは法の中で公務員は身分が保障されている部分がございます。これは私もいつも就任以来、課長会議、または全職員の前での訓示でも、議員と同じことを申し上げてきました。早く理解できる職員もあれば、なかなかそうでない職員もあるのも現実でございまして、ただ、恐らく、ま

た町長は同じことを言うなと思っている職員もいるかも知れません。ただ、私はこれは就任している限り言い続けますと。今答弁していることを私が普段言っていますので、信頼性に欠ければあれですので、この後、どういことを普段課長会議、職員に訓示をしているか、工藤議員と同じようなことを言い続けております。私の答弁のあとに副町長からもどういう指導、考え方をしているかというのを少し答弁させたいと思います。

それぞれの職員がやはり自覚を持ってもらわなければならない。公務員だから保障される。これは本来あっていいのかどうか、当然、今後国家公務員、また県職員においても同じことが言えると思っております。いろいろ改正案が当然これからは私は出てくるべきだと、こう思っております。決して職員をいじめる、そういう部分ではなくて、まず我々が公務員として、給料をどこからもらっているか、そこをまず考えれば、おのずと自分がしなければならないというのは、まず答えは出てくるわけでございまして、昔「公務員日の丸」というふうな言われていた時代がありますけれども、全く今はそういう時代ではないんだと。こういうことをさらに職員にも置かれている立場をしっかりと理解してもらいながら、そして、一生懸命町民のために働く、そういう姿勢を今後とも貫いてまいりたいと、こう思っております。

合併して、5名途中退職された方がございます。いろいろな部分での合併当時職員もやはり3町村合併するというのは、大変な部分があるわけでございます。そういう中で、悩み、また仕事の自分は無理であると、こういう方もおりました。当然、そういう際には、一人一人と私自身、直接話をしながら、退職辞令を交付するかという判断をするわけでございますけれども、どうしても5名の方は固い意志と。病気の方も3名ほどございました。また、新たに若いので、別な仕事に挑戦をしたいと、こういう職員もございました。それぞれ話をして、当然まだまだ公務員として勉強しなければならない部分もあるし、いろいろな課も経験して、覚えていかなければならない、そういう年齢でもあると。こういうこともしっかりと話をしてきたわけでございますが、将来の自分はまだ若いので、そちらの方ということで、やめた職員もございます。そういう部分をしっかりと面接で、どの程度把握できるのかというのは非常に難しい部分があるわけでございますが、当然、自分一人だけの見方ではなく、面接官等々、皆さんから聞いて、そういう中で採用しているわけでございますが、非常に面接する側も、当然される側も難しい部分がありますが、やはり先ほど申し上げました公務員として自覚を持って、積極的に取り組む、そういう人間であるか、そういう部分をしっかりと今後も見きわめながら、採用をしてまいりたいと、こう思っております。

次に、総務省の地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針等についてのご質問

についてでございますけれども、平成16年12月に閣議決定された国の「今後の行政改革の方針」を踏まえて、総務省が平成17年3月に地方公共団体が取り組むべき行政改革の内容を示したものでございます。南部町では合併当初でありましたが、この指針に基づきまして、平成18年7月に、そしてまた平成21年度までの具体的な取り組み内容をまとめた「集中改革プラン」を策定し、毎年度その取り組み状況をまとめて、町のホームページで公表してきております。

平成20年3月には、平成23年度までの「南部町行政改革大綱」を策定し、集中改革プランとあわせて改革に取り組んでおります。

集中改革プランの平成21年度末までの取り組みによる経費削減額の合計は計画の約13億4,000万円に対して、実績は約17億8,000万円となっております。その主な内容は歳入の確保として、町有財産の売り払いや利用者負担の見直しなどで約2,500万円、一方、歳出の削減では、職員数の削減によって約12億4,300万円、臨時職員の削減で約1億4,200万円、補助金の見直しで約8,200万円、事業の見直しや廃止で約8,300万円、内部管理経費の見直しで約7,000万円などとなっております。先ほど議員からも数字以上の取り組む考えはないかということですが、我々も計画を立てたから、その計画の数字だけを基準としていくのではなくて、現在、数値的には当初の計画以上の改革を今進めてございます。そこには当然人件費、職員の削減を伴いながら、今仕事に従事していただいているわけですが、決して私どもも計画どおりでいけるものもあれば、途中いろいろな変化があれば計画どおりにならないものも出てくるものもあるかも知れません。また、計画を立てても現在までのように計画以上に取り組みができるものもございます。そういう部分をしっかりと精査をしながら、今後さらに行財政改革を進めてまいりたいと、このように思っております。

次に、職員の人材育成と資質向上、スキルアップ等についてのご質問でございますが、職員の人材育成や資質の向上、スキルアップ、いわゆる業務に必要な技術や技能等をみずから磨き上げ、訓練して身につけることは、望まれる職員となるためにも、非常に重要なことだと考えてございます。

町では、「新採用者研修」や昇格した職員を対象とした「基本研修」を青森県自治研修所で実施しているのを初め、業務に関連する知識や技術の取得・向上のため、各専門分野の研修を実施してきております。

このほか、職員の柔軟な発想力や先見性を醸成するとともに、視野の拡大につなげるため、各自治体への派遣を積極的に行っております。本年度においては、青森県庁に1名、神奈川県横浜市役所に1名、八戸地域広域市町村圏事務組合に1名、あわせて3名の派遣を行っている状況で

ございます。

これらの研修や派遣は、職員の人材育成や資質の向上、スキルアップにつながっているものと考えておりますが、特に、やはり速い情報、そしてまた速い情報が得られるためには、それぞれの派遣先で仕事をしている職員が、いわゆる人的ネットワークを構築してございます。そういう部分は、非常に効果があると思っております。課題につきましては、職員には、プロの行政マンでありたいと思っております。職員一人一人がさらなるレベルアップを図るよう努力しなければならない。そう思っております。

一つだけ、課題の中で、これは先般も課長会議でも申し上げました。私はこういう研修があるときに、全職員に申し込みをとるわけですが「なかなか率先して手を挙げる職員が少ない。残念だ」と、こういう話を課長会議で話しました。「やはりみずから勉強するという、そういう意欲のある職員ができるだけ手を挙げてほしい」と。そういうことも話をしまして、若い職員たちともちょっとそういう部分で話をしたことがございます。「なかなかそれぞれの課が忙しい中で、手を挙げにくい、そういうのもある」そういう意見も職員から聞きました。このことも課長会議で同じことを話をしました。毎日いる課長たちが、「こういう研修があるから行ってこい」と、これはやっぱり毎日いる課長たちの目を見る部分があるわけです、職員は。迷惑をかけるはいけない。こういう気持ちもあります。そういう中で、自分が研修期間にいなくなると、自分の課に迷惑がかかる。そういう遠慮もあるなど。だから、課長たちには、こういう募集があった場合に、「行ってこいと、その間は自分たちが課で仕事をしっかりしていくから」と、そういう部分を町長として私は「行くべきだ」と、こう言っているわけですし、課長たちもそういう部分で、職員が研修に行きやすい環境を課長たちもつくってあげないと、なかなかこれは募集をとっても、手を挙げる職員は少ないのかなと思っております。こういう課題もありました。そういう部分を今議会の答弁だけで申し上げているのではなく、課長会議でしっかりと同じことを申し上げていましたので、今議場においても申し述べさせていただきます。

次に、成人式の開催についてでございますが、これについては、教育委員会の方から担当してございますので、答弁をさせたいと思います。

そして、3点目の町で主催する行事の記念品等についてでございますが、まず、現在、毎年1月に開催する新年互礼会におきまして、功労褒賞者への表彰を行っております。功労褒賞者には、南部町表彰条例に規定されているとおり、褒賞状のほか、功労者章、いわゆるバッチ及び銀杯を贈呈してございます。同じく新年互礼会での善行表彰のほか、町の文化賞、スポーツ賞の表彰につきましては、その功績をたたえとともに、町の名誉を向上させたなどの審査基準を考慮

し、表彰記念であることを記した盾や置時計などを贈呈してございます。いろいろな行事があるわけですが、総体的にやはり功績等によつての表彰、そういう表彰的な部分においては、将来的にも記念として残るものがやはりいいのではないかなという考えであります。そのほかの行事等、いろいろございますけれども、いわゆる参加することによつての参加賞を含め、町の特産品、そういう部分を活用できるものというものは活用してまいりたいと、こう思つてございますので、行事内容によつて、また記念品、また参加賞的なもの、若干違う部分がありますけれども、議員からもご指摘をいただきました特産品等々の活用、こういう部分はそれぞれまた課で対応するように努めてまいりたいと思います。

授産施設、授産品等も同じでございます、そういう部分に活用できるものについては活用していくように努めてまいりたいと、こう思つてございますので、よろしく願いを申し上げますと思います。

議長（小笠原義弘君） 教育長。

教育長（山田義雄君） 工藤久夫議員にお答え申し上げます。

成人式の開催時期についてでございますけれども、町村合併前は福地地区では夏のお盆中に、南部・名川地区では冬の1月に成人式を開催しております。

合併協議会では、「平成17年度では、旧町村地区ごとに従来どおりの時期に開催するとし、平成18年度からは、開催時期を1月とし、同一会場で一本化して開催する」このような合併協議会における決定で、現在も開催しているところであります。

現在、成人式を毎年1月に開催している理由の一つとして、国民の祝日である「成人の日」が1月の第2月曜日に固定化され、土曜日を含めて3連休となることにより、対象者が成人式の開催日を挟んだ前後の休みを利用し、帰省や移動ができるよう、交通事情等に配慮しているためでございます。

二つ目の理由として、多くの対象者の保護者からのご意見でございますけれども、成人式は一生に一度の行事であり、特に女性対象者には振袖で出席させたいと、そういう親の願い、親の思いもあるようです。

また、お盆の帰省中は各家庭で親族の集まりや行事等があり、対象者本人や保護者が多忙であるのご意見もいただいております。

今年度の成人式は、平成23年1月9日の日曜日を予定しております。今年度から、対象者の中

から委員を選び、実行委員会を立ち上げ、成人式の内容等を検討し、南部町連合青年団からも協力をいただきながら開催する予定としております。

また、この実行委員会において、対象者のご意見やご要望をいただきながら、今後の成人式に向けて十分に考慮し、実施してまいりたいと考えております。

先ほどご指摘にありましたように、大変経済状況が厳しい中にあります。そういうふうなことを考えたとき、成人式の時期のあり方、持ち方、そういうふうな検討をすることも必要だと、そう考えております。

以上であります。

議長（小笠原義弘君） 副町長。

副町長（坂本勝二君） それでは、私の方から、職員の育て方について、少し申し上げます。

一つは、職員採用のときに、採用になってからでありますけれども、宣誓書をいただいております。全体の奉仕者として頑張っていくという誓いをいただいておりますので、それは当然のことながら、その後も守っていただくように時々指導してございます。公僕で仕事に励んでくださいということで希望しておりますし、また伝えております。

それから、私たちは公務員でございますので、当然ルールは守る、法律は守っていかねばならないということで、これを徹底しております。地方自治法、公務員法、それから仕事に関係する法律のことについては徹底をさせておりますが、それ以外につきましても、役場から帰ってから、一般住民としても最低守らなければならないことがございます。前にありましたけれども、お酒を飲むときには運転をしないとか、させないとか、そういうのをお互いに気をつけていきましょうということで、徹底はしてはございましたが、大変残念なことがありましたけれども、今後これにつきましては、もっともっと注意をして促していきたいと思っております。

それともう一つ、公費の関係でありますけれども、公のお金、当然仕事の中で金を取り扱います。そのほかに補助団体がありますけれども、そういう団体の事務を行っている職員につきましては、本人に任せ切りにならないように通帳の印鑑と通帳は別にするとか、会計簿等、お金の出し入れが適切に行われているかどうかというのは、先ほど町長が申し上げましたけれども、課長会議で徹底しております。1年に恐らく2回か3回は課長会議で注意を促しておりますので、ここにいる課長さん方は存じておりますけれども、それを実際やるようにということで指導しております。

それから、職員になって安心じゃなくて、これからもっともっと勉強してくださいと。特にこれからは企画立案が大事になってまいります。それともう一つは、経費削減のことで、人件費のことが一番大きくウエイトを占めておりますので、人員の削減計画もあります。そうしていきますと、1人当たりの仕事がふえてきますので、当然それに耐えていける職員、これを育てていかななくてはならないということで、各自がもっともっと勉強していかなければならないことを伝えております。

それから、仕事を避けないで、積極的に、どうしたらやれるのかということを見つめながらいかなければならないということで、職員にお話をしております。

あと一つ、これは私の方からですけれども、職員にはどんなことを言っても怒らないから、どんどん私の方に向けてお話をくださいと。その中からいいのがあれば取り上げていきたいということで、お話をしており、そういう職員の対応の仕方でも進めておりますが、これからまた皆さんの方からいろいろのご意見なり、また感じたことがありましたら、教えていただいて、職員の指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤君。

14番（工藤久夫君） 私がなぜこういう質問をするかといいますと、具体的な数字を頭にちょっとないんですけれども、大体一般会計の当初予算で、100億円ですよ、特別会計を合わせて200億円前後だと思うんですけれども、その100億円の一般会計の予算を見ますと、いわゆるちょうど役場の職員に払っている人件費と町民からいただく自主財源と言われる町税が同じぐらいじゃないかなと思うんです。そうすると、私ら商売をやっている企業の感覚からいきますと、足元からもらう税金が全部役場の職員の給料で消えていくと。税金を払う立場からいくと、もうちょっと何とかならないのかなという意識は、幾ら職員の人が一生懸命働いていても、そういう被害者意識みたいなものを持たざるわけですよ。この指針を見ますと、いろいろな民間に委託できて、コストを下げるのは下げなさいとか、民営化できるのはしなさいとか、いろいろな指針が書いてある。そうすると、やっぱりそれは私らも納税者という視点からいきますと、何ほでも民間でできるのは民間に振った方がいいと。そういう意識を持つわけです。そういう部分があって、こういう質問をしたんですけれども。

例えば、幼稚園とか、保育所とかいろいろあるんですけれども、ちょうど今そういう児童館、

幼稚園、保育所ができたころ、役場へ入った方が半分ぐらいやめて、この先、数年で大分やめていく時期なわけです。そういうのをずっと町営で、直営でやっていくのか。そういう見直しをまだまだやることによって、いわゆる職員も減らせるし、経費も下げられるのがあると思うんですね。逆にいうと、今臨時で児童館とか、保育所とかそういうところで保母さんとか、働いている人の立場からいくと、自分らはいつまで臨時で働かなければならないのか、安定した立場につきたいということも相談を受けるわけですよ。その辺のためにも、長期的な方向性を打ち出して、手をつけられるところから、民営化でも何でもやって、職員そのものの比率を住民、例えば今100人に1人のところを200人に1人に減らすとか、そういう目標を掲げないと、前に進まないのかなと。そういうことを真剣に取り組んでほしいなということをお願いして言いたいことはいろいろありますけれども、時間ですからこの辺で終わります。

職員の皆さんも頑張ってください。終わります。

議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

散会の宣告

議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月2日は午前10時から決算特別委員会を開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。暑い中、ご協力まことにありがとうございました。

（午後12時20分）

第32回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成22年9月6日（月）午前10時開議

- 第 1 報告第15号 平成21年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告について
- 第 2 報告第16号 平成21年度南部町財政の健全化判断比率の報告について
- 第 3 報告第17号 平成21年度南部町公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 4 議案第67号 平成21年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第68号 平成21年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第69号 平成21年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第70号 平成21年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第71号 平成21年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第72号 平成21年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第73号 平成21年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第74号 平成21年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第75号 平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第76号 平成21年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
- 第 14 議案第77号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 15 議案第78号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第79号 平成21年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第80号 平成21年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第81号 平成21年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第82号 平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第83号 平成21年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第84号 平成21年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 22 議案第85号 平成21年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 議案第86号 平成21年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 24 議案第87号 平成21年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 議案第88号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第89号 平成22年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 第 27 議案第90号 平成22年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 28 議案第91号 平成22年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第 29 議案第92号 平成22年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 30 議案第93号 平成22年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 31 議案第94号 平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第 32 請願第1号 名川病院移転新築候補地を名久井地区の現在地周辺に決定する事を求める請願書
- 第 33 陳情第2号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情書
- 第 34 陳情第3号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情
- 第 35 陳情第5号 新開地町内における道路側溝の整備に関する陳情
- 第 36 陳情第6号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情書
- 第 37 陳情第7号 小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成に関する陳情
- 第 38 陳情第8号 子宮頸がん予防HPVワクチン接種費用の助成に関する陳情
- 第 39 陳情第9号 南部町福地消防団第1分団屯所の移転に関する陳情書
- 第 40 常任委員会報告
- 追加第1 町長提出議案追加提案理由の説明
- 追加第2 議案第95号 財産の取得について(ながわ里バス(小型路線バス))
- 追加第3 議案第96号 財産の取得について(ながわ里バス(マイクロ路線バス))
- 追加第4 発議第3号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書案
- 追加第5 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工藤正孝君	2番	夏堀文孝君
3番	沼畑俊一君	4番	根市勲君
5番	松本陽一君	6番	河門前正彦君
7番	川井健雄君	8番	中村善一君
9番	佐々木勝見君	10番	工藤幸子君
11番	馬場又彦君	12番	立花寛子君
13番	川守田稔君	14番	工藤久夫君
15番	坂本正紀君	16番	小笠原義弘君
17番	佐々木元作君	18番	東寿一君
19番	西塚芳弥君	20番	佐々木由治君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	西野耕太郎君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	佐々木博美君	教育長	山田義雄君
学務課長	庭田卓夫君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局長	坂本勝君	代表監査委員	鈴木聰君

職務のため出席した者の職氏名

開議の宣告

議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第32回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

報告第15号の上程、説明、質疑

議長（小笠原義弘君） 日程第1、報告第15号、平成21年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） おはようございます。それでは1ページになりますが、報告第15号、平成21年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてご説明を申し上げます。

まず、報告の理由であります。青森県新産業都市建設事業団の平成21年度決算状況につきまして、同事業団の理事会で承認されたもので、報告するものであります。

2ページをお開きください。事業団の決算書類から抜粋してまとめた、平成21年度特定事業決算資料によりご説明を申し上げます。この特定事業といいますものは、事業団が構成団体から委託された土地の取得造成、その土地を事業団が処分する事業でございます。

次の3ページをお開きください。平成21年度特定事業会計決算概要でございますが、（1）受託事業概要であります。これは、事業団が現在管理しております造成用地でございます。表の一行目でございます。金矢工業用地、桔梗野工業用地、百石住宅用地、八戸北インター工業用地の4用地でございます。用地の処分率でございますが、表の下から一行目でございます。平成21年度末で金矢工業用地が13.7%、桔梗野工業用地が90.2%、百石住宅用地が95.6%、八戸北インター工業用地が64.2%で、全体では58.2%の処分率となっております。

(2)の平成21年度用地売却実績でございます。百石住宅用地の1件でございます。面積は、278.54平方メートル。契約金額は、865万1,037円となっております。

次のページをお開き願います。ここで、資料の訂正をお願いいたします。この表の欄外の上の方にございますが、会計年度の平成21年4月1日から平成22月となっておりますが、ここは平成22年3月31日の誤りでございますので、訂正願います。そして、次のページも同じく、同じ行の欄が間違っておりますので、訂正の方をお願いいたします。年が入りまして、3が入ります。よろしくをお願いいたします。

4ページにお戻り願います。これは、収益的収入及び支出、いわゆる損益計算書であります。金矢工業用地の表の下から三行目でございます。当年度純利益が2億3,561万8,990円の黒字でございます。桔梗野工業用地であります。6,915万5,991円の赤字でございます。百石住宅用地は、1億81万8,243円の黒字でございます。八戸北インター工業用地につきましては、4,535万4,462円の赤字でございます。

表の下から一行目、翌年度繰越剰余金であります。金矢工業用地は41億4,980万3,805円の赤字でございます。桔梗野工業用地は、34億7,554万3,689円の赤字でございます。百石住宅用地は、15億7,531万4,539円の赤字でございます。八戸北インター工業用地は、13億2,940万7,169円の黒字となっております。なお、この赤字となりました事業につきましては、金融機関等からの一時借入金により運用されております。

次のページをお開き願います。の資本的収入及び支出でございますが、現在、用地造成等の事業は行っておりませんので、ここについてはございません。

次の6ページをお開き願います。平成21年度特定事業以外の事業についてご説明申し上げます。特定事業以外の事業と申しますのは事業団の管理運営に係る事業、これは一般管理会計として処理されております。それと、構成団体から委託されて造成した工業用地が売却目標を達成した後の残地の環境整備に係る事業。これは、一般事業会計として処理されております。これらの二つの事業でございます。

次のページをお開き願います。平成21年度一般管理会計決算であります。表の二行目の一般管理会計歳入、総額は収入済額で申し上げますが4,069万4,523円で、主なものにつきましては事業団設置団体、県と3市5町の負担金の前年度繰越金、それに新産業都市会館の賃借料でございます。

次のページをお開きください。歳出であります。上から二行目でございます。事業団費、支出済額で申し上げます。2,984万9,469円、これは事業団の運営と新産業都市会館維持管理費でござ

ざいます。下の表でありますが、一般管理会計の21年度の歳入は4,069万4,523円、歳出が2,984万9,469円で、差し引き1,084万5,054円が翌年度への繰り越しとなります。

次のページをお開きください。平成21年度一般事業会計決算であります。これは臨海工業用地事業、市川工業用地事業、それと百石工業用地事業の残地の環境整備に係る費用でございます。表の二行目でございますが、事業収入総額、収入済額でございますが1,963万3,722円で、主なものは積立金の収入でございます。

次のページをお開きください。10ページになります。平成21年度一般事業会計決算の歳出でございますが、二行目の事業支出の支出済額であります。1,962万4,124円の主なものにつきましては、環境整備に係る臨時職員の賃金と積立金でございます。

次のページをお開きください。下の表になりますが、表の上から二行目の一般事業会計の平成21年度歳入総額は1,963万3,722円で、歳出総額が1,962万4,124円となり、差し引き9,598円が翌年度への繰り越しとなります。

以上、決算概要につきまして説明いたしました。決算書類につきましては、冊子を別冊としてご配布しておりますので、よろしくお願いたします。なお、この決算につきましては、事業団の監事によりまして審査の結果、公正かつ適正に執行されているとの意見書をいただいておりますので、申し添えて私の説明とさせていただきます。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤久夫君。

14番（工藤久夫君） 合併前はこの新産事業団の中に入っていたのが旧福地村だけで、旧名川、旧南部の方は、まあ関係なかったとか新産事業団の構成団体にはなっていなかったわけですが、今その八戸市と県とでいろいろこの累積赤字をどうするという事で新聞をにぎわしているわけですね。私らもその構成団体の旧福地の議員で決算書を毎年見ながら、あまり他山の石みたいな感じで直接はかかわりないというようなことで、あんまり興味を持ってこなかったし、たまたま今新聞を騒がしているという状況でもありますので、多分、私ら旧福地出身の議員でもよくわからない状況なものですから、まして旧名川、旧南部出身の議員皆さんは今その県と八戸市が何をどこを争点に争っているかっていうのが、いまいよく理解されていないんじゃないかなと。ということは、この南部町の町民もよくわからないことじゃないかなと思うんです。ですから、広報なり今この議会でも、もうちょっとかみ砕いて県の主張と八戸の主張がどこが食い違

っているか。争点は何なのか。じゃあこの町は、それに対してどうかかわるべきなのか。その辺をもうちょっとかみ砕いた説明をお願いすると同時に、まあ広報にもその辺を載せてもらえれば、町民の理解も幾らか今までより深まるのかなというのが一つです。

それからこの右端のページの右端についてる4ページの決算の概要、収益的収入及び支出の下から一行目、二行目、三行目を見ますと桔梗野工業用地というのは前年度の繰り越しが34億638万円だったのが、今度は年度越すごとに1年で34億7,500何万ですから7,000万ぐらい累積の赤字がふえていると。ということは、1日20万利息で赤字で食ってるってということかなと思って私は理解するんですけども、この問題は、1週間ぐらい前の東奥日報にも県の管理職クラスの天下りが結構な数とその県の出先機関に出ているというのを暗にこう見直すべきだっていうか、批判するような新聞の論調があったわけです。私も同様に感じます。

そこで、伺いたいのは、この新産事業団に職員として何人がいて、天下りが何人いて、どれぐらいの金額を払っているのか、その辺をやはり町民にもちゃんと知らせて、これはひどいという時にはこの町としてこっから脱退するなり、負担金を出すのをやめるなりそういう時期ではないのかなと思うんですが、その辺をちょっと詳しく説明をお願いします。

議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） 質問にお答え申し上げます。

まず、決算につきましては、今申し上げたとおり説明いたしましたが、今工藤議員さんのおっしゃるとおり新聞紙上等で報道されております八戸市と事業団と県のこの3者の関係でございますが、争点とか論点とかありますが、まずその前に、桔梗野工業用地についてちょっと申し上げたいと思いますが、桔梗野工業用地につきましては八戸市から事業団が委託を受けて、昭和48年から昭和56年まで整備した土地でございます、その中に軟弱地盤が含まれていたということで一たん売って工場等が建ったわけですが、その後、昭和54年あたりから軟弱地盤というのが浮上されまして、適切な工場用地ではないということでこの土地が買い戻されているその補償費等のために、金融機関から借りた借金につきましても利息等の支払いが今まで継いできているという状態だということでございます。それで今回の争点となりますのは、負債の処理の責任、八戸市と事業団どっちに責任があるんだということでございますが、ここが平行線をたどっているということでございました。土曜日の新聞では、それにつきましては事業団がその手続き等がまずなかったということで陳謝しているという新聞紙上でございました。その後は、もう一つはこの工

業用地の造成について、事業団と市との連絡が密じゃなかったんじゃないかということでしたけども、その件についてもいろいろ事業団の方は「相談してやっているんだ」ということでしたけども、八戸の方は「そういうのを受けていない」ということで、これについても、事務処理等がまずかったということでこれも先ほどと同じような流れで陳謝をしたという経緯でございます。

それから、八戸市、事業団、県の関係について、八戸市さんは「県と事業団は一緒ではないか」というふうな見解でございます。理事長が県知事で県から5人の理事が派遣されております。市からは2名なわけですけども、そういう関係で県からの県の意見が事業団の方へ大きく反映されているんじゃないかということで市は言っておるわけでございますが、事業団の方は「そういうことはない」ということでございます。それで、今、市と事業団の方ではこの前の新聞紙上では事業団が陳謝して、大きく前進したということですが、後はその借金の負担割合をどうするかと。県と市、市に全部責任があるんだという事業団の方の意見でしたけれども、「そうではない」という八戸市さんでございますので、その負担割合をどうするんだということがこれからの話し合いたいということのようでございます。

それから後一つ、金融機関から借りているのでこれからも利子がかかるわけですが、その利子を凍結してもらいたいということで県とか市も動いているということのようでございます。

先ほども工藤議員もおっしゃいましたが、南部町も構成団体の一つでありますので、全然関係がないというわけにはいきませんが、今のこの事業につきましては、委託者と受託者で問題解決するということにはなっておりますので、まず、そのように注視していきたいなと思っております。

それから、天下りの話が出ましたけども、天下りということにつきましてはちょっとこちらでわかりかねますが、現在、職員についてですが課長が二人、あと職員で全部で10名職員がおります。臨時職員2名を含めまして10名おります。

あと、理事は先ほども言いましたけども県の知事以下、全部で15名の理事で事業団の方は運営しております。

もう一つの広報の件でしたけども、広報につきましてはどのように掲載したらよいかということとをこれからちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（小笠原義弘君） 工藤君。

14番（工藤久夫君） なぜ私はこういうことを聞くかと言いますと、都合悪くなるとどっちかっていうと国でも県でもこういう一般的に市町村の自治体でも、誰でも臭いものにふたをして隠したくなると思うんですね。誰も都合悪いからずっとふたをして隠してきて、今ここにきてちょっと表面化してきて騒がれていると。ただ、今日の東奥日報の欄にもついてましたけども、この県職員の天下りのことがついていて、要するに、今まで国でも県でも自治体にとって言えることは、優秀であっても優秀でなくても職員っていうのは3年か何ぼでころころ変えろと。落ち着いていい仕事をしたくてもできないっていう中で定年を迎えて、「まあ管理職だったから、あんたこのポストに行きなさいよ」というと、あまり働かなくても銭っもらえらるんであればそれは行きますよね。そういうもののツケがここに来て、出たんだと思うんですよ。ただ、これを何かの意見をアピールしておかないと、この町からだけじゃなくてもこれをずっと何も意見を言わないということは、このままでいいんだ。許されるんだっていうことになると思うんで、あえて私は何かの声を上げるべきじゃないかなっていう視点で今質問してるんですね。だからこの新産事業団というのは、たまたまそのそういう格好の標的になったのかもわかんないですけども、今はやっぱり民間でできる部分は民間でやって、あまり行政が絡まないでやっていけばこんなことにならなかったのかどうかはわかんないですけども、とにかく、不況の折で働く場所を来る企業を誘致しなければならない時に、こういうことでごたごたしているのは非常に残念だっていう思いと、でも、行政ってやっぱり負担も伴うのであれば、広報でも何でも載せる部分は載せて、「問題点はこうですよ」っていうのをやっておかないとまずいだろうし、まあ南部町はその支出割合から負担割合から少ないわけですから、町長の立場からいけばあまり声を出さなくて静かにして、何も騒がない方がいいとは思いますが、たまには町長も県の町村会長をやった経緯もありますから、「やっぱり白黒はっきりして責任取るのは取って天下りの多い職員の今までの責任はどうなんだい」ぐらいをちゃんとPRすべきじゃないかなっていう思いで今質問したわけです。まあ、何か町長の思いがあればお答え願いたいと思います。

議長（小笠原義弘君） 町長。

町長（工藤祐直君） まず、新産事業団の件でございますが、大きく分けて先ほど課長からも説明がありましたが、特定事業決算、そしてまた特定外があるわけでございますが、今事業団と県また八戸が問題になっている部分は、特定事業の中なわけでございます。特定事業の場合は、直接委託、または受託者との関係の部分なわけでございますが、私どもがまた言える部分、これ

は当然意見として言うべきことだところ思っております。ただこの特定事業については、双方の関係がどういふふうになっているのかしっかり確認をしていかないと、また八戸市さん、県に発言によってご迷惑がかかっていけないと思いますし、まあ特定外事業の部分について一般管理費については私どもも町の負担が20数万でしたでしょうか、ここについては当然関係してくるわけでございますので、そういう部分も含めながら、また理事等々の職員等については当然構成市町村でもございますので、私どもも詳しい状況を確認していない部分もあったと思います。そういう部分も把握しながら当然、全国的に天下りの問題等々はもう何年も前から取り上げられているところでもあるわけですので、そういう部分も含めながら構成会議、そういう部分については発言はしてまいりたいところ思っております。

議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。東君。

18番（東寿一君） 同じ質問ですけれども、新聞等のお話も先ほど出ていましたけれども、その中で今課長さんの方の答弁もございましたけれども、八戸市が県の県営事業だと私はそう認識していますけれども、こういったことが再度何かの事故の時に事業者、頼んだ方の責任だとか、頼まれた方が責任だとかというそういうふうな関係はどうなっているのかということなんです。本来は、だから八戸市がはっきり県の委託で県単事業でやるということで移している。その中で、責任は八戸にあるとか県にあるとか、新聞等を見れば、理事長が県知事ということになると私どもから見れば、県が責任を取らなければならないなところを感じるんだけれども、その辺の関係はどうなってますか。

それと、現時点でこうやって、こうして何年間も六戸の金矢工業用地もよくしょっちゅう見てるんだけれども、現段階でほとんど動いていない状況。1カ所今、シソの農業関係ということでシソの葉っぱを取るという工場だったけども、さっぱり動いていないというふうな形で全くそういうふうな時、こうして予算を計上して、財産がこうある試算が何ぼあるっていうことで残しているんだけれども、これは、どの辺までどこらまでこういくのか、だれの責任になっているのかなど。その辺をお伺いします。

議長（小笠原義弘君） 企画調整課長。

企画調整課長（坂本與志美君） お答え申し上げます。

委託と受託の関係でございますが、委託は町村でございまして受託は事業団が全てをやることになります。あとは、ちょっと八戸市さんの方とも事業団とかみ合わないところは、その中で何も連絡とかそういうものをなくして、事業団で全部やったんだからということなんです。その辺のところはやっぱり受託者、委託者が常に連携を取りながらやっていかなければならなかったのではないかなというふうなことだようでございます。責任につきましては、事業団の方は受託者でございますので、今もその事業もそのまま引き継いでやっておりますので、責任といいますがちょっと言い方が悪いですけども、事業団の方でまだ事業を継続してやっているということになります。それから、これからってということになります、金矢の方は県が事業団の方に委託してやっている事業なわけですけども、そこもまずは進んではいけませんで、やっぱり赤字になっておりますのでその辺のところは外部団体、外部監査等でも指摘されておるようでございます。事業団につきましては外部団体、外部監査によりますと「近い将来初期の目的は達成されたので近い将来解散した方がいいのではないか」というふうな意見が出ているということもでございます。

以上です。

議長（小笠原義弘君） 東君。

18番（東寿一君） まあ、どなたに責任があるかといっても、はっきりここでは答弁はできないのは、これは当然だと思いますけれども、ただ、やはり県の方から先ほどの工藤さんではないけれども、やはり天下りが来てずっとやっている。何十年もやってると。そうなるとやはり県がほとんどこれは事業団といっても、県の職員という形をとった時、県の補助というような形で入っている時に関しては、その辺の今後の町として、県営でこういったものを作る。それから何かこういった県営の事業を入れるといった時の参考としてきちりその辺を勉強しておいて、やはり取りかかっておかないと、万が一事故あった時だれが責任を取るのか、さっぱりわけがわからないでそのまま終わると。言えは何だけれども、この前の土地の問題みたいにずうっとその時こう流しておいて、ただ単に最後になって責任を取れば叱られるというふうな形を取るのであれば、本当に大変だと思いますので、よろしくその辺を検討して事業を進めてもらいたいと、そう思います。

議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

報告第15号を終わります。

報告第16号の上程、説明、質疑

議長（小笠原義弘君） 日程第2、報告第16号、平成21年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長（小笠原覚君） それでは、議案の12ページをお開きください。報告第16号、平成21年度南部町財政の健全化判断比率の報告について。

報告理由でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成21年度の南部町の財政についての健全化判断比率、具体的には四つございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。健全化判断比率報告書でございます。まず、備考をごらんいただきたいと思います。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないことからハイフンとして記載してございます。

2番、括弧内の数字につきましては、南部町の早期健全化基準を記載してございます。

表に戻りまして、実質赤字比率でございますが、該当がございません。早期健全化基準は13.94%でございます。

連結実質赤字比率についても該当はございません。健全化基準は18.94%でございます。

実質公債費比率は19.4%、健全化基準は25.0%。

将来負担比率につきましては107.7%、健全化基準は350.0%でございます。実質公債費比率、将来負担比率とも基準をクリアしてございます。

詳細に資料に基づいてご説明を申し上げます。本日、配布しております財政健全化法における健全化判断比率・資金不足比率資料（平成21年度）一枚物のこの資料をお手元にご準備いただきたいと思います。上から順番に説明してまいりたいと思います。実質赤字比率でございますが、一番上の表でございます。

川守田稔君 退席

一般会計ほか、全部で普通会計は四つの会計がございます。学校給食センターの会計、それから農林漁業実習館の会計、それからポートピア交付金事業の会計。右側に実質収支額が記載されてございまして、合計（A）の欄でございますが、実質収支額のトータルが2億6,892万8,000円ということでプラスでございます。ですので、比率はハイフンということでございます。早期健全化基準が13.94%。ちなみに、財政再生基準は20.0%ということで、それぞれ対応する額につきましては欄外に記載してございます。

川守田稔君 着席

それから次の連結実質赤字比率でございますが、まず、公営事業会計、ここに書いてございませぬ国民健康保険会計ほか、全部で6会計でございます。いずれも、実質収支額については赤字はございません。次の公営企業会計、これも公共下水道事業会計ほか、全部で6会計でございます。この部分につきましては、次の報告第17号の公営企業の資金不足比率にも関連がございませぬが、ここにございませぬとおり実質収支額は黒字でございまして、赤字額はございません。公営事業会計と公営企業会計全部で12会計、これを合計したもの（B）の欄でございます。9億750万6,000円ということでございます。その下の合計の欄（AプラスB）でございますが、普通会計の実質収支額もたしますと11億7,643万4,000円ということでございまして、プラスでございます。よって、該当がございませぬので比率はハイフンということで記してございます。ちなみに、早期健全化基準18.94%。それから財政再生基準は40.0%でございます。

次、その下の実質公債費比率でございますが、これは普通会計、それから特別会計、それから一部事務組合の公債費の割合ということでございます。平成19年度が21.30325、平成20年度が19.82915、平成21年度が17.15206ということでございます。この3カ年分を単純にたして3で割りますと、3カ年平均（C）で19.4%でございます。ちなみに、右側に平成20年度の比率21.0%でございましたので、1.6ポイント改善をしてございます。早期健全化基準と財政再生基準、欄外に記してございませぬが、健全化基準は25.0%。財政再生基準が35.0%でございます。

それから、その下の将来負担比率でございます。将来負担比率につきましては、将来負担額から充当可能財源を差し引いて、その額を標準財政規模等で除して算出するということになってございませぬが、まず、上段の将来負担額でございます。一番上に一般会計地方債現在高がついてございませぬ。168億9,860万9,000円。以下、それぞれ数字が記載されてございまして、将来負担額

の合計が（D）でございます。231億296万6,000円でございます。次に、その下の充当可能財源が記してございます。これは、充当可能基金、いわゆる基金の現金分でございます。それから充当可能歳入、これは公営住宅の使用料等でございます。それから、一番下が地方交付税算入額ということで、ご存じのとおり地方債の中には地方交付税措置のあるものが多くございます。それらがどれくらい算入されるかということを書いた数字でございます。ここが132億余りここに計上しております。充当可能財源の（E）の計が165億52万2,000円ということでございます。欄外でございますが、（D）の額から（E）の額を差し引いた額66億244万4,000円、（F）の額を一番下の標準財政規模から算入公債費等の額（H）、（G）から（H）を引いた額61億2,682万円、これが分母になります。（I）分の（F）で出てくる数字が将来負担比率107.7%ということでございます。これにつきましても、平成20年度の数字は右側に記してございます。134.8でございます。今年度27.1ポイント改善してございます。ちなみに、早期健全化基準は350.0ということで、基準は大きくクリアしているということでございます。

次に、議案の方の14ページにお戻りをいただきたいと思っております。14ページには監査委員の方から審査意見書がついてございます。4番の（1）総合意見の下段でございますが、健全化に対する大幅な改善の努力が認められるというふうに記されてございます。それから（2）是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないというご意見をいただいております。意見書全体の読み上げは省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第16号を終わります。

報告第17号の上程、説明、質疑

議長（小笠原義弘君） 日程第3、報告第17号、平成21年度南部町公営企業の資金不足比率の

報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長（小笠原覚君） それでは、議案の15ページをお開きいただきたいと思います。報告第17号、平成21年度南部町公営企業の資金不足比率の報告について。

報告理由でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成21年度の南部町公営企業の資金不足比率を報告するものでございます。

16ページをお開きください。先ほど、参考資料をもちまして詳細に説明をいたしました。各公営企業の資金不足額でございますが、対象にある特別会計の名称を上から順に読み上げます。国民健康保険名川病院事業会計、資金不足はございません。公共下水道事業特別会計、それから農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計、町営地方卸売市場特別会計、工業団地造成事業特別会計。いずれも会計につきましても先ほどご説明いたしましたとおり、資金不足額はございません。黒字でございますが該当がございません。よって、ハイフンということで記載をしております。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第17号を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時47分）

.....
議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

.....
議案第67号から議案第87号の委員長報告、討論、採決

議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第4、議案第67号から日程第24、議案第87号までを会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第87号までの平成21年度南部町各会計歳入歳出決算認定について議案21件を一括議題といたします。

本案については、決算特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。委員長、工藤幸子君の登壇を求めます。工藤幸子君。

（決算特別委員会委員長 工藤幸子君 登壇）

川守田稔君 着席

工藤久夫君 着席

決算特別委員会委員長（工藤幸子君） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る8月27日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第67号から議案第87号までの平成21年度南部町各会計歳入歳出決算認定議案21件につきましては、9月2日、3日に開催されました本委員会におきまして慎重に審査をした結果、全議案が原案のとおり認定されましたことをご報告いたします。

以上でございます。

根市勲君 着席

議長（小笠原義弘君） 決算特別委員長の報告が終わりました。委員会の審査結果は議案第67号から議案第87号まで、それぞれ原案のとおり認定であります。

質疑は決算特別委員会で行っておりますので省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

12番（立花寛子君） 2009年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

改善され、評価できる項目はありますが、全体として住民に対するサービス、税金として納めているお金が住民サービスとして還元されたと感じる項目が少ないのではないのでしょうか。保育料が引き下がったとか、病院窓口負担が少なくなった、税金の負担が軽くなったとか、目に見える還元があれば、住民の役場に向ける目も違ってくるのではないのでしょうか。住民協力のもと、町づくりが進められると考えます。住民に関心をもってもらう新たな取り組みが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。住民懇談会など開き、住民の要求を直接聞く場を設け、合併5年目にふさわしい対策を取られることを提案し、反対討論といたします。

2009年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

これまで、何度も国保税引き下げの要求を訴えてきました。政府はこの間、住民の運動と日本共産党の追及に押され、従来の国民健康保険行政を手直しする幾つかの文書を出しています。2008年10月、厚労省は、子どものいる滞納世帯には短期証を出すよう通達を発令、2009年1月、経済的に困窮し、医療の必要を訴える人は、大人にも短期証を交付する旨を表明、さらに、2010年3月、資格証について「払えるのに払わないと証明できる場合以外は慎重な対応を」との答弁を引き出しています。国保の制度改善を訴えてきた運動の成果であります。当町におかれましては、これらの通達文書が十分に生かされて、国保加入者の負担軽減を行っていただきたい。

かつて、国保総収入の50%近くが国庫負担で賄われてきましたが、徐々に減額しています。国庫負担の削減分が、国保税を高騰させてきました。全国的に国保行政に対する国民の批判が高まる中、政府が従来の国保行政を手直しする通達や事務連絡を打ち出していることは重要な手がかりとなります。これらの成果をもとに、国保加入者の負担を軽減できるように運動を強めていきたいと考えています。当町におかれましては、町独自の国保税減免条例の制定、病院窓口負担を苦にした低所得者の受診抑制を改善するため、国保法44条に規定された病院窓口負担の減免制度の積極的な活用で、医者にかかれず重症化、死亡する事件が発生しないようにしていただきたい。

以上、国保加入者の負担軽減を要求し、反対討論といたします。

2009年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

1982年公費医療制度の抜本改悪の突破口として、老人保健法の制定を強行し、1983年2月から老人医療費の有料化を実施しました。病院窓口負担を引き上げ、被用者保険のボーナスにも月収と同様に保険料を付加する報酬制を導入し、政府管掌健康保険の保険料率を見直しました。総報酬制の下で保険料率を8.2%にするなど、サラリーマンの保険料引き上げで、老人の医療費を賄

おうとするなど、労働者にもお年寄りにも許しがたい制度です。老人の医療を守るという名目で、開始されたことにはなっておりますが、内容はそうっておりません。老人保健法そのものに反対していることを表明し、反対討論といたします。

2009年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護保険法は保険あって介護なしとの多くの国民の反対を押し切って、2000年4月から始まりました。介護保険導入のねらいは、第1に社会保障制度を憲法25条が定めた生存権保障から、相互扶助の制度、助け合いに変質させることです。そして、福祉は金で買うものとして、社会保障を大企業などの儲けの場に行っていることです。そのために、国と地方自治体が責任を負って、国民の生存権を保障するための措置制度の解体と、連動させています。

第2に、介護医療制度から切り離し、介護保険料を医療保険に上乗せして徴収したり、年金からも保険料を取るなど、介護保険を軸に社会保障を抜本的に改悪する新たな突破口に行っていることです。

介護保険制度が施行されて10年が経過しました。介護を社会的に支えていることを目的に発足した制度ですが、重い介護保険料や利用料負担、42万人に上る特別養護老人ホームの待機者など、保険あって介護なしともいうべき様々な問題が表面化してきました。

訪問介護、通所介護、居宅介護支援の事業所から、重い負担を理由にサービスを抑制している人がいると言っています。2009年の介護報酬引き上げによって利用者負担が増加し、このため、サービスを抑制せざるを得なくなった高齢者がいます。高齢者に、利用したサービスの一割を応益負担として課す介護保険制度の矛盾を浮き彫りにしています。介護保険制度の見直しがどうしても必要です。保険料利用者負担の軽減策、要介護認定の見直し、居宅サービス、施設整備の拡充、介護職員の待遇改善、事務負担軽減と簡素化、国庫負担の増額など、国に対して要求していく時期に来ているのではないのでしょうか。町独自としても、低所得者に対する保険料、利用料の負担軽減策を実現していただきたい。

以上、要望し、反対討論といたします。

2009年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

2006年6月に医療構造改革の名で小泉内閣と自民、公明が強行しました。75歳以上の人を機械的に後期高齢者として現在の医療保険から追い出し、負担増と治療抑制を強いる仕組みに囲い込むという世界に類のない差別医療制度です。75歳以上の人口比率が高まった場合も、後期高齢者の医療給付がふえた場合も保険料の負担がふえる制度です。後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、元の老人保健制度に戻した上で減らされ続けた国庫負担を抜本的に増額すべきです。その財

源は、高薬価や高額医療機器などにメスを入れ、無駄な公共事業を見直し、大企業、大資産家に応分の責任を求め、軍事費を減らすことでできます。このようなやり方をしますと、消費税を引き上げなくても、財源は確保できます。住民の健康と命が守られる新しい政治への転換を求め、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。最初に、議案第67号、平成21年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第70号、平成21年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第70号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第71号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第73号、平成21年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第71号から議案第73号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第74号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第75号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

議長(小笠原義弘君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第76号、平成21年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてから議案第87号、平成21年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの12件を一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第87号は原案のとおり認定されました。

議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 日程第25、議案第88号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(有谷隆君) 18ページからになります。議案第88号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由は、下段にございます。国民健康保険法の一部改正に町の条例に引用している条項にずれが生じたことから、条例の一部改正を行うものであります。

次の19ページをお開きください。南部町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

ちなみに、72条の4に改められた条文の中には、特定健康診査等の国、県の負担等を定めているものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第26、議案第89号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長（小笠原覚君） それでは、議案20ページをお開きください。議案第89号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,200万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億7,611万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の主な補正項目を説明いたします。30ページをお開きいただきたいと思っております。30ページ、3の歳出でございます。各款項目の中に今回非常に多く出てまいります2節の給料、それから3節の職員手当等、それから4節の共済費につきましては、主に4月の職員の人事異動等に伴う人件費の調整でございますので、あらかじめご了承をいただきたいというふうに思います。それでは、30ページの2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございますが、3,819万6,000円を追加し、5億3,741万3,000円とするものでございます。職員給料等、人件費を調整いたしましたほか、次のページでございますが19節の負担金補助及び交付金、退職手当組合の負担金を320万1,000円減額いたしましたものでございます。それから、31ページ、6目の企画費でございますが、217万6,000円を減額し、5,943万8,000円とするものでございます。人件費690万余りを減額調整したほか、13節の委託料、南部町“真”発見ツアー委託料387万6,000円。東北新幹線の全線開業効果活用事業としてこのツアーを実施するための委託料など、必要な事務費を473万9,000円計上いたしました。トータルで217万6,000円の減額ということになったものでございます。

次のページをお開きください。32ページでございます。2款総務費、2項徴税费、1目の税務総務費でございます。2,733万5,000円を追加し、2億1,617万8,000円とするものでございます。13節の委託料をごらんください。住民税のシステム改修費として549万3,000円を増額しております。住民税制度改正に伴う国保税連携システムの導入並びに改修業務の委託料でございます。なお、人件費につきましては、今年度から福地地区の国土調査再調査事業がスタートしております。職員が増員配置となったため人件費と合わせて、総額2,733万5,000円を計上いたしましたものでございます。

次の33ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費でございますが、420万3,000円の減額でございます。これも、人件費の調整でございます。それから、同じく2目の住民生活費でございますが、467万8,000円を減額し、3億3,697万5,000円とするものでございます。次のページをお開きください。28節の繰出金381万1,000円の減額でございますが、国民健康保険特別会計の繰出金を減額するものでございます。人件費と合わせてトータルで467万8,000円の減額になるものでございます。それから、同じページの3目老人福祉総務費でござい

ますが、147万円を追加し、2億8,643万5,000円とするものでございます。28節繰出金でございますが、老人保健特別会計繰出金を147万円増額するものでございますが、前年度給付費の確定に伴う償還金が生じたので、これに充てるものでございます。それから、4目の老人福祉費でございますが、127万4,000円を減額し、3億7,056万8,000円とするものでございます。これも介護保険特別会計繰出金127万4,000円を減額するものでございます。これは、人件費の減によるものでございます。5目の老人福祉施設費でございますが、393万7,000円を減額し、9,596万9,000円とするものでございます。28節の繰出金でございますが、介護老人保健施設特別会計繰出金を406万9,000円減額するものでございます。これは、前年度繰越金が確定したことによります繰出金の減額ということでございます。

それから、35ページでございますが、3款民生費、2項児童福祉費の2目保育所費につきましては、422万1,000円の追加。3目の児童館費は、218万円の減額。それぞれ主に職員給与等、人件費の調整でございます。

次のページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、360万円を減額し、9,289万4,000円とするものでございます。これも人件費の調整でございます。

次に、38ページをお開きください。38ページ、7款商工費、1項商工費、1目の商工業振興費でございますが、1,164万円を減額し、1億266万9,000円とするものでございますが、これも人件費の調整でございます。次のページ、5目の観光促進費でございますが、250万6,000円を追加し、497万7,000円とするものでございます。提案理由の説明でもご説明申し上げました、これも東北新幹線全線開業関連の事業として10月の下旬から11月にかけて、県が東京で行う東京ジャック事業。それから11月の下旬に同じく東京で開催されます青森人の祭典の経費。トータルで250万6,000円を増額するものでございます。

その下の8款土木費、1項土木管理費、1目の土木総務費でございますが、546万7,000円を減額し、5,949万5,000円とするものでございます。これも人件費の調整でございます。次のページ40ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目の道路橋りょう維持費でございますが、4,328万9,000円を追加し、1億2,170万3,000円とするものでございます。13節の委託料に除雪業務として2,681万6,000円計上してございます。冬期の除雪経費としてトータルで3,258万9,000円。それから、道路維持補修関係経費として合計で1,070万円。合わせて4,328万9,000円計上いたしましたものでございます。次のページ41ページでございますが、8款土木費、5項住宅費、1目の住宅管理費でございますが、443万円を追加し、1,140万5,000円とするもので

ございますが、これは町営住宅の修繕料等でございます。2目の住宅建設費でございますが、1,834万2,000円を追加し、1億1,281万1,000円とするものでございます。ひろば台団地整備に係る設計管理業務委託料963万8,000円。それから、同じく関連工事費として855万4,000円。トータルで1,834万2,000円の計上でございます。

次に、9款の消防費でございますが、1項消防費、2目非常備消防費でございます。693万2,000円を追加し、1億205万2,000円とするものでございます。これは、火災時の出動や住宅用火災報知器設置調査等に係る消防団員費用弁償等でございます。なお、18節には消防用備品費として76万4,000円を計上いたしてございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費でございますが、794万1,000円を減額し、1億6,678万5,000円とするものでございますが、これも人件費の調整でございます。それから、次のページ42ページをお開きください。10款教育費、4項幼稚園費、1目の幼稚園管理費でございますが、1,456万5,000円を減額し、4,756万5,000円とするものでございます。これも職員給与等人件費の調整でございます。次のページでございますが、10款教育費、5項社会教育費、2目の公民館費でございますが、298万7,000円を追加し、3,448万7,000円とするものでございます。これは、県道名川階上線の道路改良に伴います剣吉公民館の門扉と外溝の撤去費等を計上いたしたものでございます。それから、その下でございますが、6項の保健体育費、1目の保健体育総務費でございますが、553万9,000円を減額し、7,056万7,000円とするものでございます。これは、人件費を減額したほか、次のページの19節でございますが、冬季国体実行委員会補助金として49万4,000円を追加し、トータルで553万9,000円の減額ということでございます。それから、その下でございますが3目の保健体育施設整備費でございます。305万1,000円を追加し、2,805万1,000円とするものでございます。これは、ふるさと運動公園で使用する陸上競技用備品等の購入費でございます。なお、15節の工事請負費は、リレー競技で使用する舗装設備の工事という工事費でございます。

それでは次に、これらの歳出に充当する歳入についてご説明を申し上げます。27ページをお開きください。27ページの歳入でございますが、8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、2,413万7,000円を追加し、3,813万7,000円とするものでございますが、国からの交付額確定により増額をするものでございます。

9款の地方交付税でございますが、4,675万1,000円を増額し、49億375万1,000円とするものでございます。これは、普通交付税を増額するものでございます。ちなみに、本年度の普通交付税の確定額が先般、明らかになってございます。本年度普通交付税の額は、52億108万5,000円とい

うことで、対21年度比で7.6%。額にして3億6,800万余り増額になってございます。ここでお知らせをしておきたいというふうに思います。

その下の13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目の土木費国庫補助金でございますが、219万1,000円を追加し、1億204万7,000円とするものでございます。これは、先ほど申し上げましたひろば台団地の整備事業に充てるものでございます。それから、その下の5目農林水産業費国庫補助金でございますが、360万5,000円を減額し、ここの項目の予算額をゼロとするものでございます。これは、国庫補助金から県補助金に振り替わるものでございます。

次のページをお願いいたします。28ページでございます。14款県支出金、2項県補助金、4目の農林水産業費県補助金407万1,000円を追加し、4,777万2,000円とするものでございます。先ほど申し上げましたように国庫補助金から振り替えとなったということと合わせて、事業費が若干増加になりましたので407万1,000円の追加ということでございます。

次に、29ページでございますが、17款繰入金、2項基金繰入金、4目の地域振興基金繰入金でございますが、142万2,000円を追加し、142万7,000円とするものでございます。これは、平成21年度のふるさと納税寄付金8件分がございました。これを指定事業に充当するため繰り入れをするものでございます。

それから、19款諸収入、5項雑入、3目の雑入でございますが、1,532万4,000円を追加し、1億2,298万7,000円とするものでございます。説明の欄をごらんいただきたいのですが、東北新幹線開業効果活用事業助成金ということで、青森県町村会等からの助成金580万円。それから、東北新幹線全線開業事業助成金。これは、青森県観光連盟からの助成でございます。69万円。それから、先ほどの教育費、社会教育費のところではふれましたが、名川階上線道路改良に伴う物件移転補償費883万4,000円。トータルで1,532万4,000円の増ということでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

議長（小笠原義弘君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後13時33分）

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ありませんか。川井君。

7番（川井健雄君） 36ページ、4款1項8目の健康対策費の161万7,000円の返還金について詳しく説明をお願いします。

議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

4款の8目健康対策費の161万7,000円の返還金は、女性特有のがん検診推進事業。国100%の事業でしたが、これに伴う精算による返還金となります。

以上です。

議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第27、議案第90号、平成22年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 議案第90号、46ページになります。平成22年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,302万3,000円を追加し、総額30億2,158万1,000円とするものであります。

次、50ページをお開きください。歳出の主なものからご説明します。50ページ下段の9款基金費、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金に6,307万9,000円を増額補正するものであります。

次に、49ページへお戻りください。歳入の補正内容を説明します。9款繰入金、2項1目の一般会計繰入金に381万1,000円を減額補正。これは、事務費等の繰入金分となります。

10款繰越金、1項2目のその他繰越金としまして6,683万4,000円を増額補正しております。前年度の繰越金によるものであります。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第28、議案第91号、平成22年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 52ページになります。議案第91号、平成22年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出それぞれ197万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ213万7,000円とするものであります。

55ページをお開きください。下段の歳出からご説明します。2款諸支出金、1項償還金、1目の償還金に197万8,000円を増額補正しております。これは、21年度の第三者行為等の歳入がございました。決算に伴う平成21年度分の償還金となります。

上段、歳入になります。4款繰入金、1項1目の一般会計繰入金は、147万円の増額補正となります。

5款1項1目の繰越金は、50万8,000円の前年度からの繰越金となります。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 日程第29、議案第92号、平成22年度南部町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長(有谷隆君) 56ページになります。議案第92号、平成22年度南部町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第1条から、歳入歳出それぞれ1,423万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を22億1,145万1,000円とするものであります。

63ページをお開きください。歳出の主なものからご説明いたします。1款1項1目の一般管理費に111万7,000円の減額補正となっております。これは、4月の人事異動等による人件費にかかわる部分の減額となっております。

次に、2款1項1目の介護サービス等諸費は、財源の補正のみとなっております。

3款1項1目の介護予防特定高齢者施策事業費は、125万1,000円の減額。これらも人件費にかかわる部分となります。

次に、64ページをお開きください。中段より若干下ですが、4款基金積立金、1項1目の介護給付費準備基金積立金に692万5,000円の増額補正となっております。

5款は、財源補正のみとなっております。

6款1項2目の償還金963万8,000円は、平成21年度の事業の精算に伴う償還金となっております。

次に、61ページをお開きください。歳入の主なものでございます。下段になりますが、7款の繰入金、1項2目のその他の一般会計繰入金は111万7,000円の減額補正。

それから、7款の2項1目の介護給付費準備基金繰入金に2,945万7,000円の減額補正となって

おります。

次に、62ページをごらんください。8款1項1目の繰越金です。4,581万5,000円の増額補正は、前年度の繰越金によるものであります。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第30、議案第93号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（有谷隆君） 67ページになります。議案第93号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

第1条からです。歳入歳出それぞれ168万7,000円を追加し、歳入歳出総額1,523万5,000円とす

るものであります。

70ページをお開きください。下段の歳出からご説明します。1款1項1目の一般管理費に168万7,000円の増額補正をお願いしております。増額補正の内容としましては、消耗品費、光熱水費が主なものとなっております。

次に、上段、歳入の説明でございます。3款1項1目に繰越金168万7,000円の増額補正をしております。前年度からの繰越金となっております。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第31、議案第94号、平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

老健なんぶ事務長（麦沢正実君） 議案の説明を申し上げます。

71ページをごらんいただきたいと思います。議案第94号、平成22年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,109万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の主な概要を説明いたします。74ページをごらんいただきたいと思います。歳入の補正は、4款1項1目一般会計繰入金でございます。補正前の額に406万9,000円を減額し、8,575万円とするものでございます。

次、5款1項1目繰越金でございます。補正前の額に526万3,000円を追加し、626万3,000円とするものでございます。これは、21年度の繰越金が確定したため補正するものでございます。

次に、歳出の補正について説明いたします。74ページの下段です。1款1項1目一般管理費でございますが、補正前の額に119万4,000円を追加し、2億8,890万円とするものでございます。その内訳といたしましては、11節需用費に修繕費として60万円を追加し、18節の備品購入費には59万4,000円を追加するもので、業務用備品、センサーマット、車いす用体重計等の購入費を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

請願第1号から陳情第9号の委員長報告

議長（小笠原義弘君） 日程第32、請願第1号から日程第39、陳情第9号までの請願1件、陳情7件は、所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、ここで委員会の報告を求めます。

最初に、教育民生常任委員長の登壇を求めます。工藤幸子君。

（教育民生常任委員会委員長 工藤幸子君 登壇）

教育民生常任委員会委員長（工藤幸子君） 教育民生常任委員会の請願、陳情審査結果の報告をいたします。

継続審査となっております請願第1号、名川病院移転新築候補地を名久井地区の現在地周辺に決定する事を求める請願書。陳情第6号、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情書。陳情第7号、小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成に関する陳情及び陳情第8号、子宮頸がん予防HPVワクチン接種費用の助成に関する陳情について、9月1日本委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、請願第1号は、継続審査として何回も協議をいたしましたが、現在においては、仮称・医療健康センター建設候補地が決定し既に建設準備が進んでおるため、聞き取りの場合、請願書の趣旨が現在地周辺にこだわったため、南部町全体を見た結果、町の利益と利便性にかんがみ、慎重に慎重に審査をした結果、不採択と決しました。

また、陳情第6号は、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査する必要があるため、継続審査といたしました。

陳情第7号は、国内では毎年約200人の子どもが肺炎球菌による髄膜炎にかかっているが、ワクチン接種費用が高額であるため、接種費用の一部助成が必要であると認め、全会一致で採択と決しました。

陳情第8号は、20代から30代の女性で子宮頸がんの発症が急増しているが、ワクチン接種費用も高額であり、接種費用の一部助成が必要であると認め、全会一致で採択と決しました。

以上で請願、陳情審査結果の報告を終わります。

議長（小笠原義弘君） 次に、産業建設常任委員長の登壇を求めます。河門前正彦君。

（産業建設常任委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

産業建設常任委員会委員長（河門前正彦君） 産業建設常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

継続審査となっておりました陳情第2号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情書。同じく、継続審査となっておりました陳情第3号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情及び8月27日の本会議において本委員会に付託されました陳情第5号、新開地町内における道路側溝の整備に関する陳情について、8月30日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果、陳情第2号は、問題の重要性にかんがみ、慎重に審査する必要があるため継続審査といたしました。

陳情第3号は、米の需給安定により米価を回復・安定させることは、農業者のためにも緊急な対策が必要であるとともに、政府が備蓄米を適正な価格で買い入れる必要があると考え、全会一致で採択と決しました。

陳情第5号は、道路側溝の大きさが十分でないため、側溝に土砂が累積し、大雨による浸水被害が心配されます。そのため、側溝の整備が必要であると認め、全会一致で採択と決しました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

議長（小笠原義弘君） 次に、総務企画常任委員長の登壇を求めます。坂本正紀君。

（総務企画常任委員会委員長 坂本正紀君 登壇）

総務企画常任委員会委員長（坂本正紀君） 総務企画常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る、8月27日の本会議において本委員会に付託されました陳情第9号、南部町福地消防団第1分団屯所の移転に関する陳情書について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、福地消防団第1分団には水槽付消防自動車を配置しており、福地地区の火災については最優先で出動するなど、出動件数が多い分団であります。しかし、現在の屯所は国道104号線に面しすぐに出動できるが、屯所と国道の間が狭く、歩道もあり危険である。また、場所も狭いことから事故防止及び地域住民の安全を考慮し、屯所移転は必要と認め、全会一致で採択と決

しました。

以上で陳情審査結果の報告を終わります。

議長（小笠原義弘君） 教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、総務企画常任委員長の報告が終わりました。

請願第1号の質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第32、請願第1号、名川病院移転新築候補地を名久井地区の現在地周辺に決定する事を求める請願書を議題といたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。工藤君。

14番（工藤久夫君） 今朝方、この請願の提出者である中坪さんという方からの顛末書なるものが議会の事務局に出されて、私もちらっとさっき見ました。

そうしますと、この委員会の報告は報告として、この顛末書に書かれている事が事実であれば、これは甚だ今後に課題を残すことになりますので、この顛末書の書類に書かれていることが事実かどうか。また、これが事実であれば、今後どういうふうにすべきかというのをちゃんと議論しないと、この南部町議会の歴史に大変な汚点を残す可能性があるもんですから、その辺をちょっと議長は取り上げて、この顛末書の件をどう結論を出すべきなのか。それを議論してから請願・陳情審査の結論を出すべきであると思います。いかがでしょうか。

議長（小笠原義弘君） 今、工藤議員から顛末書についてご質問がございましたけれども、ここで暫時休憩いたします。

（午後2時01分）

議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時51分）

議長（小笠原義弘君） 先ほど来の件でございましたけれども、議員控室においてさまざまな今までの事情経過をお聞きいたしましたところ、どちらにも非も是もあったようでございまして、やはり私たち議会といたしましても、委員会といたしましても、そこらの点がちょっとわからない点もあったような気がいたしまして、さまざまな意見を出してもらいまして、最終的にはまず、これを参考資料にして今後の議会活動、委員会活動に当たってもらいたいということでございますので、その点、よろしくお願いいいたします。

そのほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） これをもちまして質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

陳情第2号の質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第33、陳情第2号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は継続審査とすることに決しました。

陳情第3号の質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 日程第34、陳情第3号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は採択とすることに決しました。

陳情第5号の質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第35、陳情第5号、新開地町内における道路側溝の整備に関する陳情を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり、採択とすることに決しました。

陳情第6号の質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第36、陳情第6号、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり、継続審査とすることに決しました。

陳情第7号の質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 日程第37、陳情第7号、小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成に関する陳情を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり、採択とすることに決しました。

陳情第 8 号の質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第38、陳情第 8 号、子宮頸がん予防 H P V ワクチン接種費用の助成に関する陳情を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第 8 号は委員長の報告のとおり、採択とすることに決しました。

陳情第 9 号の質疑、討論、採決

議長（小笠原義弘君） 日程第39、陳情第 9 号、南部町福地消防団第 1 分団屯所の移転に関する陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第9号は委員長の報告のとおり、採択とすることに決しました。

常任委員会報告

議長(小笠原義弘君) 日程第40、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

日程の追加

議長(小笠原義弘君) お諮りいたします。

本日、町長から議案第95号、財産の取得について(ながわ里バス(小型路線バス))及び議案第96号、財産の取得について(ながわ里バス(マイクロ路線バス))、議案2件が追加提案されました。また、審査いたしました陳情に係る発議1件と閉会中の継続審査の件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案 2 件及び発議 1 件と閉会中の継続審査の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 59 分)

.....
議長(小笠原義弘君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

追加日程はお手元に配布のとおりであります。

(午後 3 時 01 分)

.....
町長提出議案追加提案理由の説明

議長(小笠原義弘君) 追加日程第 1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

町長(工藤祐直君) それでは、本日、追加提案いたしました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第 95 号及び議案第 96 号は、いずれも財産の取得についてであります。ながわ里バスの老朽化に伴い、小型バス 2 台およびマイクロバス 1 台を、国庫補助金を活用して更新するものでありまして、購入契約締結に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(小笠原義弘君) 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 追加日程第2、議案第95号、財産の取得について(ながわ里バス(小型路線バス))を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長(小笠原覚君) それでは、議案第95号、財産の取得についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、ながわ里バス(小型路線バス)の購入契約を締結するため議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。1、物品の表示でございます。(1)品名、ながわ里バス(小型路線バス)2台でございます。(2)納入場所、南部町役場。2、売買代金、2,582万6,556円。うち、消費税は122万9,836円でございます。3、契約の相手方、八戸市長苗代4丁目1-26、青森日野自動車株式会社八戸営業所、所長、佐藤一夫でございます。

このながわ里バスでございますが、乗務員を含めて37人乗りでございます。7メータークラスのワンマンバスということでございます。ちなみに、エンジンはディーゼルエンジンで最高出力は180馬力以上という条件を付してございます。

皆様のお手元に入札一覧表を参考資料として配布しておるとおもいます。ちょっと読み上げさせていただきます。予定価格は2,682万4,600円でございます。入札でございますが、青森日野自動車株式会社八戸営業所、2,459万6,720円で落札でございます。落札率91.7%でございます。次、青森いすゞ自動車株式会社八戸支店でございますが、2,500万円でございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。坂本正紀君。

15番(坂本正紀君) これはながわ里バス(小型路線バス)が2台。次が、ながわ里バス(マイクロバス)が1台。これは今まで里バスを使っているのを新しく買うってということですか。それと、こっこの2台の方が値段が高いんですけど、これは四輪駆動かどうか。それともう一つは、合併して南部町なんですけども、まだこのバスの名前が「ながわ里バス」バスの脇にそういうふうを書くのかどうか。その辺、お伺いいたします。

議長(小笠原義弘君) 総務課長。

総務課長(小萩沢孝一君) まずは代替かどうかということでございますけども、3台とも代替でございます。小型バスは1台、マイクロが2台ということでございますが、これを小型バス2台とマイクロ1台に替えると。今のところ3台とも100万キロを超えておりまして、1台のマイクロバスは132万キロということで、エアコンも効かない状態になっておりまして、今年は何とか修理を抑えて新車まで我慢してもらおうというくらいの状況でございます。

値段が違うと、四輪駆動なのかということでございますけども、マイクロバスに関して四輪駆動でございます。次の議案でございますけども。小型バス2台の方は、四輪駆動ではございません。リアエンジン式の定期バス路線と同じようなエンジン配置でございます。基本的にリアエンジンですと雪道も何とか良いということと、もう一つは、やはり四輪駆動も名川南地区はやっぱり坂道等がございますので、四輪駆動も必要だということで四輪駆動1台にリアエンジン式の小型バス2台というふうになってございます。

ながわ里バスをこれからも標榜していくのかということでございますけども、基本的にこれは合併前に平成14年7月27日から運行してございますけども、公募した経緯もございますので、今、企画調整課の方でやっている「多目的バス」という呼名もございます。これをどういうふうに統合して、皆さんにわかりやすいようなバス体系にしていくかということのも、今後の検討課題だというふうに思っております。

以上でございます。

議長(小笠原義弘君) 立花寛子君。

12番(立花寛子君) まず初めに、この入札は8月24日に執行されておりますが、それが議会開会日に間に合わなかった理由は何でしょうか。追加議案として提出するにしても最後の最後にこのような形で出されて不都合がありますけども、改善していただけないのでしょうか。まず、一点目の質問です。

二点目、去年の決算議会で中型バス、運転手を含め60人乗りのバスを青森いすゞ八戸支店で1,680万円、消費税を含んで1,764万円。落札率は99.4%で購入しておりますが、今回は小型路線バス37人乗りで1台を単純に計算して約1,341万余ということなのですが、大分豪華なバスを2

台購入するものなのか、この価格の違いと小型、中型バスなどの価格の違いをどのように説明なさいますでしょうか。お聞きします。

議長(小笠原義弘君) 総務課長。

総務課長(小萩沢孝一君) 議案提出日が23日ございまして、24日が入札日ございましたので、今回このような追加提案とさせていただいたものでございます。

また、価格につきましては中型バス1,700万ほどと。今回小型が約1,200万ということでございますけれども、中型と小型の7メートルクラスと中型は9メートルクラスなんですけれども、8,000ccと5,000ccクラスですけれども、大体このような価格帯。車両価格に関しましては今回の1,200万もこれはオプション、かなりの装備品が入ってございますので、車両価格にしますと予定価格は1,000万を切るという予定価格の内容を含んでおります。基本的には附属品、料金箱あるいは案内表示板相当が入っておりますので、1,200万になってございますけれども、車両本体価格に関しましては1,000万そこそこのものがございまして、豪華な仕様というものでは全くございません。定期路線バスで全国で走っている日野、いすゞこれは車両は同じなんですけれども、そういう車両でございまして。

以上でございます。

議長(小笠原義弘君) 立花君。

12番(立花寛子君) 先ほどの説明で豪華ではないというような話でしたけれども、これは里バスに関する備品購入なので本来であれば大変うれしいなという気持ちが強く持ちたいところなんですけれども、なかなかその不景気の折、町役場がこういうバスを購入したということになれば、やはりこの価格の問題でさまざま話が飛び交うと思いますが、国庫補助で購入されるということですが、全額認められるのか、一般財源はどのぐらいなのかの割合はいかがでしょうか。

議長(小笠原義弘君) 総務課長。

総務課長(小萩沢孝一君) 3分の2が国庫補助で残りは過疎債でございます。

以上でございます。

議長(小笠原義弘君) ほかに質疑ありませんか。工藤久夫君。

14番(工藤久夫君) この2台のバスの入札一覧表というのを見ますと、二つ、三つの疑問があるから答えてほしいのですが、現在、日本の国の中ではこのバスをつくっているメーカーって恐らく日野、いすゞ、日産ディーゼル、三菱ふそうですか、恐らく4社だと思うんですね。あとは、その中でも同じボディメーカーでエンジンとミッションが違って社名が違ってくるというのがあるようですけども、その中で競争原理を働かせて買うというのは難しいのかもわかんないですけども、ぜひ今後、考えてほしいのは、いわゆる自分が好きな車をスポーツカーを買うっていうのとちょっと違って、だれが見ても「これは競争原理が働いたんだな」というような購入の仕方をしておかないと、ちょっとおかしいなと。そういうことで、その一つ疑問に感じるのは、なぜ4社のメーカーがあるのに2社しか入札しなかったのか。悪くとればですよ、4社あるんだけどあとの2社はそのつくっていない。例えば、馬力が高いのだとか、何か仕様がちょっと違うものとか、2社しかつくっていないものをわざわざ入れて2社で競争させたというようにもとれるわけですよ。悪くとればですよ。それからもう一つ。次のこのマイクロバスの方が同じ販売会社ですよ。同じメーカーの同じ販売会社で青森と八戸と十和田の営業所でこれが公正な入札といえるのかどうかというと、私だったら随分でもっと値切って買った方がいいんじゃないんですかと言いたくなるんですけども、その辺が町民に対していい意味で最少の投資でいい買い物してますよって言えるかっていうと決しておれは言えないんじゃないか。次からもうちょっと買い方とかその仕様の発注というか物を買う時に競争原理が働くような購入の仕方をしないとこれだと悪くいえば本当に好きなようにメーカーにちょされたってというような買い方をしてるって言われてもしょうがないんじゃないかと。だから要望と疑問ですね。同じ会社の営業所が三つであって、こういう入札ができるかどうか。その辺の見解を伺いして、次はもうちょっと改善してほしいと要望しておきます。

議長(小笠原義弘君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

12番(立花寛子君) 財産の取得について、ながわ里バス購入業務について討論を行います。
里バス購入というよろこばしい業務内容ではありますが、追加議案の提出の時期についてであります。急に議案を追加して「これでどうですか」というやり方では調査研究の時間は保障されていないのではないのでしょうか。このようなやり方は、改善されるべきではないのでしょうか。追加議案の提出の改善を求めて、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

議長(小笠原義弘君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

議長(小笠原義弘君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 追加日程第3、議案第96号、財産の取得について(ながわ里バス(マイクロ路線バス))を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

財政課長(小笠原覚君) それでは、議案第96号、財産の取得について。

提案理由でございますが、ながわ里バス(マイクロ路線バス)の購入契約を締結するため議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。1、物品の表示。(1)品名、ながわ里バス(マイクロ路線バ

ス) 1台でございます。(2) 納入場所、南部町役場。2、売買代金、921万3,750円。うち、消費税は43万8,750円でございます。3、契約の相手方、八戸市八太郎5丁目20番43号、青森三菱ふそう自動車販売株式会社八戸営業所、所長、種市春雄でございます。

このながわ里バス(マイクロ路線バス)でございますが、乗務員含めまして乗員は29人乗りでございます。29人乗りです。先ほども総務課長が説明しましたが、四輪駆動車でございます。いわゆる低床、床の低いバスということでございます。エンジンはディーゼルエンジンで、最高出力は150馬力以上ということで条件を付してございます。

入札一覧表をまた読み上げます。予定価格は、885万5,950円でございます。入札額でございますが、青森三菱ふそう自動車販売株式会社八戸営業所、877万5,000円で落札でございます。落札率99.1%でございます。それから、同十和田営業所でございますが、880万円。それから、同青森営業所でございますが、885万5,000円でございます。

それから、先ほど工藤議員からご指摘がございました。この四輪駆動のマイクロバスは、三菱しか製造しておりません。それで、青森三菱ふそう自動車販売の3営業所を指名したものでございます。同じ会社の3営業所ということで先ほどご発言がございました。指名願いは各営業所単位で出されております。よって、同系列の営業所ではございますが、それぞれ営業成績を上げるため、競争原理が働くであろうという指名審査会における一つの判断でございます。それともう一つ、先ほども総務課長から説明がありました。この財産の取得につきましては、これは国庫補助事業でございます。実は、今年5月にも総務省関係の会計検査院が来庁いたしまして、その際にも随意契約についてご指摘をいただいております。ややもすると批判の多い随意契約でありますから、極力、競争入札によってください。ということでご指摘をいただいた。そういう経緯もございますので、同系列の会社ではございましたけれども、3営業所による指名競争入札ということで執行させていただいたものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。

議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花君。

(12番 立花寛子君 登壇)

12番(立花寛子君) 財産の取得について、ながわ里バス、マイクロ路線バス購入業務について討論を行います。

里バス購入というよろこばしい業務内容ではありますが、追加議案の提案の時期についてありますが、急に議案を追加して「これでどうですか」というやり方では調査研究の時間は保障されているとはいえません。このようなやり方は、改善されるべきです。この点において追加議案の提出の改善を求めて、反対とするものであります。

反対討論を終わります。

議長(小笠原義弘君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

議長(小笠原義弘君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小笠原義弘君) 追加日程第4、発議第3号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書案を議題といたします。

本案提出者の説明を求めます。河門前正彦君の登壇を求めます。6番、河門前正彦君。

(6番 河門前正彦君 登壇)

6番(河門前正彦君) 発議第3号、「備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書案」についてご説明いたします。

米の需給安定により米価を回復・安定させることは、農業者のためにも緊急な対策が必要であるとともに、政府が備蓄米を適正な価格で買い入れることを関係機関に要望するものであります。

なお、意見書の案文はお手元に配布のとおりであります。

平成22年9月6日、提出者、南部町議会議員河門前正彦、賛成者、南部町議会議員川井健雄、同じく小笠原義弘、同じく工藤久夫、同じく川守田稔、同じく根市勲、同じく工藤正孝。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の件

議長（小笠原義弘君） 追加日程第5、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件はお手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、教育民生常任委員長と産業建設常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

閉会の宣告

議長(小笠原義弘君) 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

町長(工藤祐直君) 第32回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る8月27日から開催され、連日30度を超す残暑厳しい中、議員各位には慎重なご審議を賜り、ご提案申しあげましたすべての案件につきまして、原案のとおり認定、可決をいただき、誠にありがとうございました。

とりわけ、平成21年度南部町一般会計及び特別会計20件の歳入歳出決算につきましては、決算特別委員会におかれまして綿密なご審議をいただきましたことに対しまして、深甚なる敬意と感謝を表する次第であります。

ご審議の中でいただきましたご意見、ご提言につきましては真摯に受け止め、町民の信頼に添えることができるよう、本職初め、職員一丸となって町政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

さて、明後日から始まります「名川秋まつり」を皮切りに、敬老会、とまべちまつり、南部七唄七踊り全国大会、町民運動会、防災訓練と、10月半ばまで、ほぼ毎週のように町のイベントが開催されるわけではありますが、それが終わる頃になりますと、新年度の予算編成作業に取り組んでまいることとなります。

国におかれましては、既に、各省庁から来年度予算の概算要求が取りまとめられ、総額は過去最大の96兆円台後半に上ったとの報道がなされております。今後、財務省の査定作業などを経て、12月下旬の政府予算案の閣議決定を目指す予定ですが、高齢化などに伴う社会保障費が増加する一方で、税収の大幅増が見込めそうにないなど、国の来年度予算編成を巡る環境は依然厳

しく、更には、今月14日に行われる民主党代表選の結果次第では、予算に影響を与えることも考えられるなど、その不透明感はぬぐえません。

南部町としましては、町を取り巻く経済状況など依然として厳しいものがありますが、今後の国の動向を十分に注視しながら、更なる財政の健全化に取り組むことで持続可能な財政運営に努め、山積する課題にあたっては積極的かつ柔軟に対応し、創意工夫を重ねながら効率的な事業の執行に努めてまいり所存でございますので、議員各位のより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、昨日の第18回県民駅伝競走大会におきまして、当南部町の選手、総合4位、町の部2位という1時間48分37秒、すばらしい成績を修めました。過去、総合において4位というのは最高の順位でございます。また、町の部におきましては、東北町との接戦があったわけでございますけれども2位ということで、昨日、大会が終わってから役員、選手団、慰労会を行いまして、来年はぜひ東北町打倒に向けて、そしてまた町の部に限らず総合優勝をねらっていきたくと。大変頼もしい選手、役員の方々からのお話をいただきました。南部町におきましては、またスポーツ面においても一生懸命頑張りたいと、こう思っておりますので議員の皆様にもまた、スポーツ分野におきましてもご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会閉会にあたってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(小笠原義弘君) ここで、閉会に当たり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る8月27日から本日まで11日間にわたり、平成21年度南部町各会計決算認定を含む議案28件、報告3件など多数の議案について終始熱心に審議され、本日ここにその全議案を終了いたしまして無事閉会の運びになりましたことは、議員各位とともに誠にご憧憬にたえないところでございます。

また、町長初め理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力されましたご足労に対しまして、心から厚くお礼を申し上げまして閉会の言葉といたします。

これもちまして、第32回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午後3時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 中 村 善 一

署 名 議 員 佐々木 勝 見